

はじめに

田中治彦 上條直美 立教大学 ESD 研究センター

立教大学 ESD 研究センターのアジア・チームでは、2007 年度よりタイのチェンマイに拠点を置く ISDEP（持続可能開発教育促進研究所）との協力で、北タイの NGO スタッフおよび農村指導者の研修に関するアクション・リサーチを行ってきました。その中で、北タイの多くの NGO が山岳民族の課題に関わっており、タイの先住民族が抱えている人権や環境に関する厳しい問題状況を改めて認識することとなりました。

日本においても先住民族のアイヌは、近代化の過程で従来もっていた土地や権利を奪われ、民族的な差別を受けて固有の文化を失いつつありました。1997 年には「アイヌ文化振興法」が成立しましたが、本来アイヌが求めていた権利の回復にはほど遠い内容のものでした。しかし、2007 年に「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択され、2008 年に衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める」決議がなされてからは、日本政府もようやくアイヌ民族が抱える課題について取り組みを始めたところです。

しかしながら、先住民族やアイヌの問題については、日本国内の世論の関心は薄く、また学校教育においても断片的に教えられているにすぎません。本書の解説を担当した小泉雅弘氏が属するさっぽろ自由学校「遊」では、北海道における ESD の課題として、しばしばアイヌの問題を取り上げて学習会などを開いていますが、北海道においてすら道民の意識が低いことを指摘しています。

こうした実情を改善すべく、開発教育に造詣が深い、荒川共生氏（アジア・ボランティア・センター）、木下理仁氏（かながわ開発教育センター）は小泉氏や北海道開発教育ネットワークのメンバーと協力して、2007 年に『ティフ星人は、パセリを食べる（「植民地」支配—抑圧する者とされる者の関係を考えるワークショップ）』という教材を CD 版で発行しました。この教材は、開発教育の関係者などにより各地で利用され、好評を博しました。

本書では、この教材に必要な改訂を加えて、ESD コーディネーターのための指導書として改めて発刊するものです。小泉氏には、先住民族をめぐる課題と本教材の意義を解説してもらい、本センターの研究協力者である上村英明氏には、先住民族の権利に関する国連宣言の意義を解説していただきました。本書の発行に当たっては、川村カ子トアイヌ記念館館長の川村シンリッ・エオリパック・アイヌ氏よりご寄稿いただき、また、アイヌアートプロジェクトの結城幸司氏より表紙に使用する版画とメッセージを提供していただきました。ご協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

先住民族であるアイヌをめぐる課題の解決のためには、北海道だけでなく日本全体の課題としてとらえなければ先に進めない段階に来ています。本教材が広く活用されて、先住民族やアイヌをめぐる課題がより理解され、問題の解決に向けて少しでも前進することを願う次第です。

もくじ

はじめに 田中治彦 上條直美……………1

解説

- 1 先住民族をめぐる課題と教材作成 小泉雅弘……………3
- 2 先住民族に関する国際的動向 上村英明……………6
- 3 アイヌ民族と土地—旭川のアイヌから
川村シンリッ・エオリパック・アイヌ……………10

教材「ティフ星人はパセリを食べる」

- 1 ティフ星人がやってきた！……………14
- 2 史実カード……………20
 - I 北海道（アイヌ民族）……………22
 - II マレーシア・サラワク州（イバンなどの先住民族）……………30
- 3 私の願い……………37
- 4 アイス・ブレイキング
 - ①こんな人を探してみよう……………39
 - ②進化ジャンケン……………41
 - ③映画トーク……………42

資料

- 1 北海道旧土人保護法……………43
- 2 アイヌ民族に関する法律(案) (社)北海道ウタリ協会……………44
- 3 アイヌ文化振興法……………46
- 4 先住民族の権利に関する国際連合宣言……………48
- 5 参考文献……………55

| 近年のアイヌ民族をめぐる動き

近年、アイヌ民族をめぐる、様々な新しい動きが生じてきています。

そのきっかけとなったのは、なんとといっても2007年9月に、国連総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことでしょうか。この宣言は、アイヌ民族を含む世界中の先住民族の働きかけと、四半世紀に及ぶ議論の成果であり、先住民族の権利に関する国際的な最低限の基準を示したものです。国連は文字通り「国家の連合」ですが、国家におおわれた現在の世界において、その国家によって権利を侵害されてきた先住民族に対し、「民族の自己決定権」を基盤にすえた諸権利を保障するとともに、国家にその権利回復の責任を求めるこの宣言が国連の場で採択されたことは、画期的なことです。

この宣言の採択を背景に、それまで頑なにアイヌ民族を先住民族として認めることを拒んできた日本政府の姿勢にも変化がみられるようになります。北海道洞爺湖 G8 サミットの開催を直前に控えた2008年6月、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める」決議が採択され、それを受けて、日本政府も「アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下に、『先住民族の権利に関する国際連合宣言』における関連条項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む」ことを表明、その政策のあり方を政府に提言する「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設けました。

有識者懇談会は、一年間の審議を経て、2009年7月に最終報告書を政府に提出します。この報告書を踏まえ、政府は2009年8月にアイヌ政策の総合的な窓口としてアイヌ総合政策室を内閣官房に設置、15人（うち5人がアイヌ民族）からなる「アイヌ政策推進会議」が設けられ、具体的な政策についての議論をはじめています（ただし、この報告書はアイヌ民族が先住民族であるということを確認しながらも、具体的政策としては、「国民の理解の推進」、「広義の文化に関わる政策」、「推進体制等の整備」をあげるにとどまっており、現在議論されている政策もこれまでの文化振

興政策の延長線上の施策にとどまっています）。

こうした政府の対応の変化の一方で、アイヌ民族自身の間でも、新たな動きが様々な形で生じてきています。有識者懇談会にはアイヌ民族のメンバーは一人しか含まれていませんでしたが、この有識者懇談会に対して複数のグループから提言や要望が提出されました。これらの提言に共通しているのは、国連の権利宣言に基づき、政府がアイヌ民族の包括的な権利の回復に責任を持つことを求めていることです。北海道ウタリ協会（現・北海道アイヌ協会）は、1984年にアイヌ新法案（資料2 44頁）を打ち出し、それ以降、新法の制定を求める運動をすすめてきましたが、1997年に「アイヌ文化振興法」（資料3 46頁）という法律が制定されたことで、権利回復の要求が表立ってなされる機会は少なくなっていました。しかし、この「アイヌ文化振興法」は、アイヌ民族に先住民族としての権利を認めたものではなく、あくまでもアイヌ文化の振興と知識の普及・啓発のみを目的とした法律です。国連宣言の採択は、アイヌ民族に自分たちが本来求めてきたものが何であったのかを再確認させる機会となりました。そうした中、各地域のアイヌ民族が、その地域の状況に即した権利要求をしはじめていることも、近年の特徴といえます。

また、洞爺湖 G8 サミットや名古屋で開催された生物多様性条約 COP10 などにあわせて「先住民族サミット」が開催されるなど、世界の先住民族とつながるとともに、アイヌ民族の存在や主張を広く市民にアピールしていく動きも広がっています。一方、若い世代の間では、アイヌの伝統文化を現代アートと融合させる試みや、これまで伝承されてこなかった埋もれた伝統舞踊などを新たに発掘し、再生させていく試みなども行われるようになってきています。

政府の対応とアイヌ民族自身が求めている政策との間には、いまだに無視することのできない距離がありますが、いずれにとっても大きな課題と考えられていることは、日本人多数者の側の理解ないし自覚の欠如という問題です。残念ながら、日本の学校現場ではこれまで、先住民族に関する教育・学習はほとんどなされてこなかったといってもよいように思います。その責任の一端は、アイヌ民族を先住民族として認めてこ

なかった国の姿勢にあります。先住民族の権利宣言が採択され、アイヌ民族が先住民族であることを政府も認めるようになった今、私たちは、改めて「先住民族としてのアイヌ」について学ぶことの意義を真剣に考えてみる必要があると思います。

なぜアイヌ民族について学ぶことが 私たちにとって必要なのか？

私たちが「先住民族としてのアイヌ」を学んでいく上で、まず確認しておきたいのは、「先住民族」とは誰のことをさすのか？ということなのです。

日本政府は最近まで、「国際的な定義が定まっていない」という理由からアイヌ民族を先住民族と認めることを拒んできましたが、先にあげた有識者懇談会の報告書では、先住民族を以下のように定義しています。「先住民族とは、一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族である」

この定義にもみられるように、先住民族と呼ばれるにはおおよそ以下の3つの要件が必要だと考えられます。ひとつは、「先住性」。文字通り、もともとその土地に集団として住んでいたということです。「先住」ということは、後から来た民族（国家を構成する多数民族）がいるということを前提としています。もうひとつは、「被支配性」。自分たちの意志によらずに、その後からやってきた国家を構成する多数民族に支配されたということです。3つめは、「文化とアイデンティティの保持」。支配されたにも関わらず、独自の文化とアイデンティティを失わずに保持しているということです。

ここから分かることは、先住民族とは、その民族集団がもつ本質的な性格によって規定される概念ではなく、国家を構成する多数民族との関係性によって規定される概念であるということです。つまり、アイヌ民族について学ぶということは、同時に、日本という国やそのマジョリティとしての大和民族（和人）がアイ

ヌ民族に対して行ってきた、そしていまなお行っている植民地的なあり方と向き合い、どのようにそこから脱していくのかという脱・植民地化の課題について学んでいくことに他なりません。

これまで、アイヌ民族についての学習は、北海道という地域固有の課題として考えられてきた感がありますが（そして、現実には北海道においてもアイヌ民族学習の取り組みは十分に広まっていますが）、このように考えれば、「先住民族としてのアイヌ」を学ぶことは、日本全国で取り組まれていかなければならない課題であることは明らかでしょう。

教材「ティフ星人はパセリを食べる」 について

このテキストに取められたワークショップ教材「ティフ星人は、パセリを食べる」は、1994年にカナダで発行されたワークショップ教材“500 Years Ago — Re-discovering the colonialism”（500年前～植民地主義の再発見～）を下敷きに、それを日本の植民地主義の課題にひきつけてアレンジした教材です。オリジナルは、タイトルからも分かるように、コロンブスのアメリカ大陸到達以来、北米の先住民族が辿ってきた歴史を学ぶことを目的としたものであり、副題にあるように先住民族が被ってきた苦難の歴史を「植民地主義」によるものとして明確に描いている点に特徴があります。

私がこの教材と出会ったのは、アイヌ民族との関係性について、アイヌ民族ではない者が主体的に、説得力をもって伝えていくにはどうすればよいのかと考えていたときでした。このオリジナル教材はカナダの非先住民族の教員が作成したものであり、まさに非先住民族の側がその課題を理解するのに最適な教材だと感じました。

教材は、大きく3つのアクティビティから構成されています。

アクティビティ1「宇宙人がやってきた！」は、ティフ星からやってきた宇宙人（ティフ星人）と地球人との遭遇という場面から、植民地化のプロセスを疑似体験するもので、植民地化された側の感情を共感的に理

解することがねらいです。

このアクティビティの中で、ティフ星人には大きく3つの性格が付与されています。ひとつは、「首バンドをする」「笑わない」といった自らの文化や価値観を絶対視し、それに従わない者は「劣っている」と信じて疑わない姿勢です。これはまさに自らの文明を進んだものとし、それに該当しない文化・慣習を野蛮とみなした上で同化政策を進めていく植民地主義的な価値観を表しています。もうひとつは、アイスガンという高度な武器の存在です。先住民族の権利が奪われ、植民地化されていく背景には、植民者側の武力を中心とする「力による支配」があります。そして、ティフ星人の最終目的は彼らの主食であるパセリの供給地を増やしていくことであり、地球人に対しパセリ生産を強要していきます。植民地支配や侵略戦争の背景には、常に資源の確保や食糧増産という目的が隠されていることがこの設定に象徴されています。

このアクティビティでは、まずはじめにグループに分かれた地球人が各まちのイメージを話し合い、絵地図を描く時間をもたれます。十分な時間がとれない場合には、ある程度下絵を描いておいて時間を短縮することもできますが、自分たちのまちの姿を共同で描くことで、そのまちのアイデンティティを育てていく時間となるため、できればじっくりと時間をとりたいところです。自分たちのまちへの愛着があればあるほど、それを奪われる痛みも感じとりやすくなるでしょう。

アクティビティ2「史実のカード」は、アクティビティ1で疑似体験した植民地化のプロセスを、実際の植民地化の歴史と重ね合わせて理解していくことがねらいです。今回の教材は、先住民族がテーマであるため、「アイヌ民族」と「サラワク先住民族」のカードを掲載しましたが、ティフ星人の疑似体験は、より広く植民地支配一般の理解に応用できるため、他に「朝鮮半島」の歴史バージョンも作成しています。

一枚のカードには、歴史の一片が書かれており、それらのカードをまずはグループで共有し、その後全体で共有していくことで、歴史の流れをボトムアップ的に再構成していくつくりになっています。ここでとりあげられる歴史はあくまでもその断片にすぎませんが、ティフ星人の疑似体験を行った後にカードを読み、

共有することで、植民地化された側（先住民族）の立場に感情移入がしやすくなるとともに、個別の民族間の関係を普遍的な植民地主義という文脈で理解しやすくなるように思います。

アクティビティ3「私の願い」は、ふりかえりのワークです。疑似体験とはいえ、抑圧する／されるという参加者に心理的負担を強いるワークショップなので、ふりかえりでは感情の高揚を静め、自分自身と向き合うことに主眼が置かれています。

| ESDとしての先住民族学習

持続可能な開発のための教育（ESD）が広く求められるようになってきた背景には、これまでの「開発」のあり方が、持続不可能かつ不公正なものであったという認識の広がりがあります。経済成長を絶対善とし、国のGDPを「開発」の指標として、生産力の無限の増大を求めていく、現在も主流となっている「開発」思想の源流には、植民地主義的なイデオロギーが存在します。第二次大戦後、アジアやアフリカにおける植民地解放の流れと共に、植民地の存在そのものが否定され、「植民地」という言葉自体が使われなくなってきましたが、戦後の開発政策は、事実上、それまでの植民地化政策を形を変えて受け継いだものと言えるでしょう。先住民族についての学習は、こうした私たちの社会の中に今も潜む植民地主義をあぶりだします。

同時に、先住民族の人々がその苦難の歴史にも関わらず受け継いできた精神文化や価値観、自然とのつきあい方や社会のつくり方の中には、これまでの「開発」のあり方に対するオルタナティブを構想し、実践していく上での大きなヒントが含まれています。ESDは「未来のための教育」とも言われますが、先住民族の中には過去を見つめながら、後ずさりするように後ろ向きで未来に進むという歴史観があると聞いたことがあります。人類がはるか昔から脈々と受け継いできた、命のつながりをはぐくむための知恵や思想を見つめ直していくことが、私たちが「持続可能な未来」をつくりだしていくための基礎として必要なのではないのでしょうか。

| 世界の先住民族の歴史と現状

先住民族は、1492年コロンブスの「新大陸」への到達に象徴されるように、「大航海時代」以来、「文明化の使命（マニフェスト・デスティニー）」という考え方（イデオロギー）によって権利を奪われた人たちである。「文明化の使命」は、自らの欧米的な価値観・社会を「文明」・「進歩」とみなし、それに馴染まない価値観・社会を「未開・野蛮」と一方的に決めつけた。その結果、植民地主義が拡大することになるが、このイデオロギーの下での「侵略」は、「文明」・「進歩」を与える善意の行動として正当化された。

15世紀以来、欧米列強の海外侵略により、固有な価値観をもった社会では、北米、中南米、オセアニアで、多くの先住民族を作りだした。これらの地域では、スペイン（その後のラテンアメリカ諸国）、ポルトガル（その後のブラジル）、英国（その後の米国）、フランスなどの帝国主義によって、「インディアン」、インディヘナ、「アボリジニー」、マオリ民族などが先住民族となった。スペインやポルトガルにとっては、キリスト教化が「文明化」であり、その後に続いた英国や米国などにとっては、欧米的なライフスタイルを「未開な荒野」に拡大する活動が「開拓」事業と位置づけられた。その後、18世紀あるいは19世紀には、同じイデオロギーで、近代国家を拡大した国家によって、新たに先住民族が作りだされる。例えば、北欧では、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドなどが国境を拡大し、領域を実体化することで、サーミ民族が先住民族となった。また、日本の近代化の中で、アイヌ民族と琉球民族が先住民族となり、さらに、ロシア帝国の拡大も、中央アジア、シベリア、北極海沿岸で、同じ結果を生み出すことになった。

さらに、アジア・アフリカで先住民族が生みだされたのは、逆説的だが、1960年代に行われた植民地解放プログラムの結果である。植民地が独立国家となり、その領域内で国民形成を行う過程の中、「文明化の使命」イデオロギーが再び登場し、周辺地域に独自の社会を作っていた多くの民族が先住民族となった。例えば、ベンガル人の国を意味する「バングラデシュ」では、

チャクマ民族などジュマと呼ばれる先住諸民族が生みだされ、ケニアとタンザニアに分断される形で、マサイ民族が先住民族となった。

こうした歴史の中で、先住民族が抱える問題は共通している。多くの国家では、多数派民族の価値観や文化に基づいた法・行政制度が一方的に押し付けられ、これによって、従来、先住民族がもっていた土地・領域・資源の権利がはく奪され、伝統的生活様式が否定された。また、国民教育という名の同化教育は、先住民族の価値観や文化を野蛮で劣ったものと決めつけ、先住民族と多数派民族の間に差別構造を作り上げると同時に、深刻な経済格差を生み出した。こうした差別や格差は、近代国家に埋め込まれた政治・経済・社会構造に根ざしており、また「文明化の使命」イデオロギーの下で明確な意識となっていないこともあって、15世紀に始まった問題さえ、依然明確な解決が見えていない。

1980年代には、差別撤廃の国際的な潮流の中で、先住民族に対する差別に大きな関心が集まり、また1990年代に、冷戦構造が崩壊すると、社会的リベラリズムを土台に、多文化主義が社会のあり方として注目されるようになる。こうした中で、先住民族固有の価値観や文化の再評価や権利の回復が国際的に試みられるようになった。近代化の初期に先住民族となった諸民族にとっては、先住民族の文化が土地や資源（自然）と密接な関係にあることから、地球環境問題との関連で権利問題が考えられるようになった。しかし、1990年代の後半から、市場競争至上主義的な新自由主義経済体制が、1995年の世界貿易機関（WTO）の創設などによって、再び強力に促進されるようになると、先住民族は、各地で新たな「開発」の嵐に立ち向かうことになる。2000年代後半には、グローバル経済・金融危機を踏まえて、経済成長神話に反省が迫られるかに見えたが、むしろ人々の不安感を煽ることで、石油や天然ガスなどのエネルギー開発、IT産業と関連するレアアースの資源開発、環境に優しいアブラヤシなどのプランテーション開発、バイオ燃料開発のための土地収奪など、さまざまな形で、先住民族の土地や権利が危機に晒されている。これら先住民族の歴史と現状の構造は、2009年に公開された映画『アバター』

に、誰が加害者かを含めて、極めてコンパクトにまとめられている。

「先住民族の権利に関する 国際連合宣言」の意義

国際社会では、2007年9月13日に、ニューヨークの国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（以下、本国連宣言）が圧倒的多数で採択された。（反対票を投じたのは、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国で、2010年12月までに、ニュージーランドを除く3カ国が、その態度を公式に転換した。）本国連宣言の起草のための国連機関が設置された1982年から数えれば、じつに25年目になる。極めて長い時間が必要とされた理由は、先住民族の権利という人権保障問題が近代社会そのものの根源的な矛盾と正面から向い合うからであり、同時に、権利回復に向けて実体的な規準文書を作ろうとしたためでもあった。そして、本国連宣言は、前文24段落、本文46カ条から構成されている。（資料4 48頁、参照）

アイヌ民族との学習会では、本国連宣言の最大の意義を、「アイヌ民族は一体何を求めているのか」と尋ねてくる日本のメディアに、「これを読んでおいて」と渡すのに、最適な文書だと説明している。例えば、アイヌ民族が権利回復を日本政府に求めるには、そもそもアイヌ民族本来の権利が何で、それがどのように奪い去られたかを知る必要がある。しかし、アイヌ民族自身が、これをきちんと学んだわけでもなく、その視点での明確な資料も教科書も存在しない。さらに、権利を求める運動には、政府との交渉が不可欠であるから、日本政府がこの問題で何を認識し、どう動く可能性があるかを知らなければ、具体的な交渉にはならない。その意味で、こうした作業は至難の業だが、本宣言には、アイヌ民族にも適用される、先住民族が権利として主張できる国際社会が承認した「最低規準」が網羅されている。まず、先住民族の権利が保障される背景を明確に説明する前文から、いくつかの原則を取り上げてみたい。

- 1) 個人および集団としての平等：先住民族に対する差別は、集団に対して行われた点、個人だけでなく、集団として他の民族・人民とに平等権が回復されなければならない。
- 2) 多文化・多民族社会の構築：1986年に中曽根康弘首相が行った「単一民族国家発言」は、この国際的潮流に対する逆行であったことを確認する。
- 3) 非差別の原則：「文明化の使命」というイデオロギーは依然として、自分たちの社会は優れているという「心地よさ」ゆえに、近代国家の中では根深い影響力をもっている。こうした考え方が「人種差別主義であり、科学的に誤りであり、法的に無効であり、道義的に非難すべきであり、社会的に不正である」ことをはっきりと確認する。
- 4) 脱植民地化プロセス：先住民族の権利は、彼らに特別な権利を優遇しようというのではなく、植民地主義によって不当に奪われた本来の権利を回復していくことである。そのためには、植民地化のプロセス、国家にとっては近代国家形成のプロセスに関する歴史の共有化が重要で、権利回復の前提である。
- 5) 発展の権利：「文明化の使命」の否定は、外交・内政を問わず、先住民族が独自の発展の権利を保有することを意味している。
- 6) 持続可能な開発と地球環境の保全：先住民族の価値観、文化さらに「伝統的知識」の尊重は、自然と人間の共生関係の構築に役立つものである。
- 7) 和解およびパートナーシップ構築：先住民族の権利回復は、民族問題を表面化することによって、対立を煽るのではなく、むしろ本質的な和解や共存のための作業に他ならない。

さらに、本文46カ条では、具体的な先住民族の権利を知ることができる。権利をいくつかのグループに分け、国家の義務とともに紹介しよう。

- 1) 一般原則（第1条～第6条）では、集団としての平等権、人民の自己決定権や自治政府を持つ権利など明記している。
- 2) 生存・安全に対する権利（第7条～第10条）は、強制移住、強制引き離しなどの暴力行為にさらされない権利、民族的アイデンティティを保持し、

強制同化政策を受けない権利、自らの民族共同体に帰属する権利などである。

- 3) 文化的・宗教的権利（第 11 条～第 13 条）は、目に見える可視的な文化、逆に見えない非可視的な文化と宗教に分けられる。可視的な文化では、文化的伝統や慣習の実践、歴史的遺跡、加工品、デザイン、視覚芸術、舞台芸術などの権利、奪われた文化に対して原状回復を受ける権利などがある。非可視的な文化では、歴史、言語、口承伝統、哲学、文学などを再活性化し、次世代に伝える権利、共同体名、人名、地名の権利などがある。さらに、宗教では、精神的・宗教的伝統や慣習の実践・発展・教育の権利、宗教的な場所の維持・保護・立ち入りに関する権利から、儀式用品を（博物館などから）取り戻す権利、遺骸の返還の権利まで規定されている。
- 4) 教育・情報・労働の権利（第 14 条～第 17 条）は、国家の教育を差別なく受ける権利とともに先住民族の独自の価値、文化、言語に基づく教育を受ける権利があり、また国家は既存のメディアに先住民族の文化や抱える問題を報道させるようにする義務があり、同時に先住民族は独自のメディアを設立する権利をもっている。こうした国家の提供するサービスと民族独自のサービスをバランスよく受ける権利に関しては、医療の権利が同じ構造になっている。
- 5) 経済的および社会的権利と参加の原則（第 18 条～第 24 条）では、職業訓練、住宅、衛生、健康、社会保障を受ける権利、先住民族の高齢者・女性・青年・子ども・障がいをもつ人々への特別の配慮を受ける権利がある。また、交渉への参加の原則では、「自由で事前の情報に基づく合意（free and prior informed consent = FPIC）」の原則が明記されている。
- 6) 先住民族の権利において、自己決定権と同時にコアとなる、土地・領域・資源に関する権利（第 25 条～第 32 条）では、重要な権利項目が続いている。土地、領域および資源を伝統的な方法で所有、占有、使用する権利、その権利認定のための中立的な制度の設置と先住民族の参加権、先ほ

どの FPIC なく、没収、収奪、占有、使用され、損害を与えられたものに対する原状復帰を含む賠償、救済を受ける権利、環境保護、とくに有害物質の廃棄からの保護、軍事行動を制限する権利などである。

- 7) 自己決定権の行使に関する権利（第 33 条～第 37 条）は、次のような条文をもっている。集団の構成員を決定する権利、国際人権規準に従った独自の社会・司法制度を構築する権利、国境を越えて他民族や国境で分断された自民族と交流する権利などである。とくに、先住民族は、多くの場合、近代国家の形成時に複数の国家によって分断されており、この越境権は、重要な権利である。

こうした条文を読み込んでいけば、例えば、アイヌ民族に関して、どのような政策が具体的に必要であるかを総合的に、あるいは権利を構造的に整理しながら、考えることができる。

その他、本宣言の実施や国際法上の性格に関する条文が続いているが、とくに注目すべきなのは、第 38 条に宣言総体への国家の履行義務と法整備が書かれていること、第 42 条には国連機関が本宣言の実施状況を追跡監視することである。こうした意味で、本国連宣言は、宣言という形で法的効力の弱い文書ではない。国連総会で、反対票を入れた諸国が、その後、公式に態度を転換しているのも、この重要性への理解があるからである。

「先住民族の権利に関する 国際連合宣言」とアイヌ民族の課題

2007 年 9 月の採択時に賛成票を投じた日本政府も、先住民族に関する国際的に受け入れられた定義がないなどの「不思議な理由」で、定義条項の欠落からアイヌ民族が先住民族かどうか判断できないという姿勢を続け、本国連宣言を無視し続けてきた。これに対し、2008 年 7 月に G8 サミットが北海道の洞爺湖畔で開催されることになると、衆・参両議院では、2008 年 6 月に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択された。決議には、一定の歴史認識が含ま

れており、「わが国が近代化する過程において多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を私たちは厳粛に受けとめなければならない」と書かれている。1899年の「北海道旧土人保護法」（資料1 43頁、参照）に象徴されるように、「旧土人」という法的呼称と戸籍への記載があったことを考えれば、「法的に等しく国民」という点で歴史的事実に明確な誤りがあるとはいえ、日本において、アイヌ民族を先住民族として認め、同時に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の尊重を明記したことは、大きな前進であった。

この決議を受け、2008年7月には「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、8名の委員の内1名が、初めてアイヌ民族自身から選任された。翌2009年7月には、その報告書がまとめられ、その提言に従う形で、2009年12月には「アイヌ政策推進会議」（以下、本推進会議）が創設された。内閣官房に設置された本推進会議は、15名の委員の内5名がアイヌ民族の委員で構成されるという点は、画期的であり、これだけ上級の行政機構の中にアイヌ民族に関わる機関が設置されたことも歴史的である。しかし、国会決議にあったように、本国連宣言を尊重しながら、先住民族としての権利が総体として議論されているかといえば、大いに疑わしい。設置以降、本推進会議は、アイヌ文化の実現を目指すひとつの方法としての「民族共生の象徴となる空間」作業部会とアイヌ民族の全国調査を目指す「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会に分かれ、この2つのテーマのみが議論されているに過ぎないからである。

アイヌ民族は、1984年に「アイヌ新法案」を当時の北海道ウタリ協会（現、北海道アイヌ協会）総会で採択して以来、そこに明記された①基本的人権（アイヌ民族に対する個人的・集团的差別の撤廃）、②参政権（民族としての政治参加権）、③教育・文化、④農業漁業林業商工業等（総合的な産業振興と経済政策）、⑤民族自立化基金（独自の財源の確保）、⑥審議機関の設置を訴えてきた。（資料2 44頁、参照）しかし、1997年に制定された「アイヌ文化振興法」（資料3 46頁、参照）以来、政府が一応取り組む姿勢を見せ

たものは、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興だけであり、今回の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書や本推進会議の作業部会でもその方針は改善されていない。

しかし、当初に述べてきたように、先住民族として、アイヌ民族に回復されなければならない権利、さらに実施されなければならない政策は総合的なものである。アイヌ語を含むアイヌ文化への政策も必要だが、現在、緊急な問題は、道外道内を問わず、アイヌ民族の高齢者政策である。アイヌ民族の高齢者は、長年の差別政策と経済格差の結果、掛け金を払えずに、無年金者である場合が少なくない。また、アイヌ民族の中でも核家族化が進む中、介護施設における差別的な待遇に関する報告を聞くことも多い。さらに、日本の中でも経済がさらに厳しい状況にある北海道では、農業や漁業経営の基盤が弱いアイヌ民族は、その影響を大きく受け、緊急の経済対策や雇用対策が不可欠である。そうした意味においても、改めて、本宣言の総合的な尊重を土台にした、対応が不可欠であると断言できるだろう。

| アイヌ民族の受難の歴史

北海道という名前がついたのが明治2年(1869年)で、「主のいない土地」として北海道となったのです。それまではアイヌモシリ(人間の住む静かな大地)とか、ヤウンモシリ(私たちの島)という呼ばれ方をしていました。平安時代からずっとアイヌは大和政権と闘ってきて、西暦788年から天皇に従わない者は「征伐」しなさいということで、関東のアイヌも東北のアイヌも滅ぼされて、抵抗をやめてしまいました。約550年前のコシャマインの戦争(1457年)、約340年前のシャクシャインの戦争(1669年)、それから221年前(1789年)のメナシ・クナシリと闘ってきたのですが、明治2年(1869年)ではもう、抵抗しなくなったのです。それで「主のいない土地」といって、北海道と一方的に名前をつけられたのです。

政府は明治8年(1875年)の樺太千島交換条約にのっとり、841人の樺太のアイヌを宗谷の方に強制移住させました。さらに石狩の海岸部に連れていくといっただまして、現在は江別市にある対雁(ついしかり)という内陸のほうに連れて行ったのです。樺太アイヌは海岸の方に住むと言われたのですが、内陸のほうに移住させられ、今まで魚とかアザラシをとって生活していたのに突然、農業をやるように言われて、それで病気で死ぬ人がたくさん出ました。

アイヌ民族は「まつろはぬ人々」と呼ばれましたけれども、江戸時代に松前藩によって場所請負制度がつくられて、強制労働させられたのです。そういうのは教科書にはひとつも触れていない。その後には北海道には、朝鮮人、中国人などが連れてこられました。けれども、アイヌは江戸時代に、強制労働というものを強いられた。強制労働させられて、そのためにアイヌになかった結核とか、天然痘、梅毒といったいろいろな伝染病を持ち込まれたのです。

北海道大学では明治の終わり頃になると、アイヌの人骨を墓を掘ってあばきました。児玉作左衛門は1,500体くらい掘ったらしい。アイヌとかウィルタ民族とか、日本人とか、韓国に行って人たちの遺骨も掘っています。

| 北海道の地名とアイヌ語

アイヌ語の地名は明治2年(1869年)に最初から漢字で表されていたわけではなくて、何回か変わっているのです。たとえば小樽などは最初の本来的の意味はオタオルナイ、「砂浜の中の川」です。途中から、オタルナイと名前が変わります。さらに短くなって、今はオタル(小樽)。オタルというと、アイヌ語の意味は「砂の道」になるのです。意味が全く違ってきます。こういうことを平気でやってきた。

薩摩から来た黒田長官、北海道の長官が永田方正に、蝦夷地の地名を急いでまとめなさいと言って、大急ぎで地名を変えたのです。全部、アイヌ語の音を消すように、漢字にあてはめたのです。アイヌ語というのはローマ字でなければうまく音が出せないのです。それを漢字に当てはめるのは無理なのです。例えば、札幌から千歳へ行くときに輪厚(ワッツ)というサービエリアのあるところがありますが、ワッツって何か英語みたいな名前だなんて、調べてみると語源はウツナイ、肋骨川という意味です。アイヌは川は生きもの、海から山に上っていく生きものと考えていて、本体もあれば、肋骨もあって足もある。交尾するし、夏やせした川もあるし、死んでしまった川もある。ウツナイと墨で書いたのが、ウの点が雨が降ったときに消えてしまったのです。それでウツナイになってワッツでいいんだと。そういうことを平気でして、北海道中の地名になっているのです。

札幌とか旭川で、元のアイヌ語の地名に戻すとirikumiをしています。旭川市は非常に理解があって、代表的な大きな川だとか、橋だとかのところにローマ字で表記して、かなで書いて、漢字で書いて、意味を書く。そうやってアイヌ語の発音をまず一番上に書く。そういうことをやって、今はもう30くらい看板を作っている。それは、旭川だけです。札幌は続いてやっていますけど、まだまだです。

| 土地を取り上げられる

明治32年(1899年)の「北海道旧土人保護法」(資

料1 43頁)は、土地を5町歩(1万5千坪)貸し与えるから10年以内に開墾して収穫を上げなさいというものです。屯田兵は明治5年(1872年)頃から、一人当たり4万坪もの土地をもらって開拓しましたが、アイヌは三分の一しか与えないという差別がありました。静内のほうで実際にあった話ですが、住み慣れた海岸部から内陸のほうに移されて、あまり農業には向いていない土地だったが一生懸命開拓し始めました。やっと開墾したと思ったら、今度は御料地を作るから差し出して奥地へ行けと言われた。浦河にも御料地があり、同じようなことがありました。

旭川では、明治5年(1872年)くらいから屯田兵が北海道の南からどんどん入植してきました。富山、福島、埼玉、岩手などの出身です。屯田兵が集まったのは永山というところで、屯田兵に力を尽くした永山武四郎の名前をとった地名です。それはとても農業に適したところでした。私の先祖は、その永山にいたのですが、そこを追い出されて今の近文(ちかぶみ)に来ました。近文には約50所帯が集まりました。そこで土地を5町歩ずつもらえるはずだった。ところが明治30年(1897年)に札幌の第七師団が、ロシアから蝦夷地を防衛するため旭川へやってくることになった。それが旭川の近文に来ることになり、大倉喜八郎が6,000人の人夫を連れて1年間で軍事基地をつくることになった。大倉男爵は武器商人でもありました。明治31年(1898年)には基地ができました。ところが第七師団の前にアイヌ部落があるのは見苦しいということになり、私たちアイヌの土地は5町歩から1町歩に減らされました。

| 旭川アイヌの土地返還への闘い

そこで、近文のアイヌは元の土地を返してもらおうと、明治時代から何度も何度も土地要求運動をしてきました。もちろん、当時の旭川アイヌは、日本語の読み書きなどできるわけがありません。ほとんどのアイヌは、日本語がわからない。これは当然なのですが、江戸時代、松前藩の時代は、アイヌには日本語を教えるはいけないという規則があったのです。アイヌが米

をつくと罰金をとるという規則もあった。大倉組が第七師団の基地建設にやってきたとき、近文のアイヌはだまされて土地を差し出す契約に名前を書かされてしまいました。土地を明け渡して、手塩に移るという契約でした。

事実を知ったアイヌは、この不当な契約の無効を政府に訴えるため、お金を出し合って代表(私の先祖とか砂澤市太郎、荒井源次郎など)を東京へ送りました。アイヌは内務省へ行ったが、話を聞いてくれず、門前払いでした。旅費をつくるため、旭川から持参した民芸品を浅草で売り、旅館に泊まりながら毎日、内務省へ訴えに出かけました。その姿を見かけた新聞記者が話を聞き、記事にして載せてくれました。それが社会問題となった結果、北海道庁が判断し、大倉組との契約は取り消されました。これで、旭川アイヌは、一所帯1町歩だけれども、土地を持ち続けることができたのです。

旭川には「旧土人保護法」以外に「旭川給与予定地処分法」という法律が適用され、給与が削減されたものが財産として残りました。北海道が管理していた共有財産155万円のほぼ半分は旭川の土地代金です。明治時代の155万円ですから、現在なら5千倍にして返せと私たちは要求しています。これが共有財産裁判ですが、まだ決着がついていない。北海道庁のアイヌ政策推進室からは、時々、現在15人いる原告に対して昔の金額で受け取れという通知がきますが、絶対に受け取らないとがんばっています。アイヌの先住権の問題であり、絶対に土地を返してもらいたい。

●川村シンリツ・エオリバック・アイヌ

1951年、旭川近文コタンに生まれる。1977年より川村カ子トアイヌ記念館館長として館の運営にあたる。旭川チカッニ・アイヌ文化保存会会長(1984年~)、旭川アイヌ語教室運営委員長(1987年~)としてアイヌ文化の普及啓発をすすめる。1985年にはイヨマンテを旭川で復活する。1998年、河野差別図書裁判提訴。1999年、アイヌ共有財産裁判提訴。



ティフ星人は パセリを食べる

このワークショップは、植民地支配の歴史を、古来からその土地に住んでいた先住民族など、支配された側の人々の視点から捉え直し、その意味を改めて考えることをねらいとしています。参加者はその過程で、植民地支配の問題をさまざまな角度から学び、互いに議論しながら、一人一人が、自分のとるべき態度について考えることとなります。

また、このワークショップでは、グループのメンバーが協力して作業をすること、一人一人が想像力をはたらかせ深く考えること、自分の考えを他の人に分かりやすく伝えること、他人の意見に耳を傾け理解する努力をすること、活発な意見交換を行うことなどが求められるため、ワークショップを通じて、さまざまな能力が養われます。

対象年齢 小学校6年生から大人まで

適正人数 16～30人

所用時間 4～5時間（すべてのアクティビティを行った場合）

このワークショップには、3つの「アクティビティ」（学習活動）が含まれており、1～3のアクティビティを順に通して行うことにより、参加者の学びが次第に深まっていくように構成されています。しかし、十分な時間がない場合は、これらのアクティビティを2～3回に分けて、あるいは、1または2のアクティビティのみを行うことも可能です。

また、会場の雰囲気をごやかにして、参加者の積極的な参加を引き出すため、必要に応じて、「4 アイス・ブレイキング」（ウォーミング・アップ、気分転換）の時間をとると効果的です。

1

ティフ星人がやってきた！

概要

ある日、「宇宙人」がやってきて、「地球人」に無理難題を押しつける。「地球人」は、町や村ごとに話し合い、宇宙人と交渉を試みる。

時間

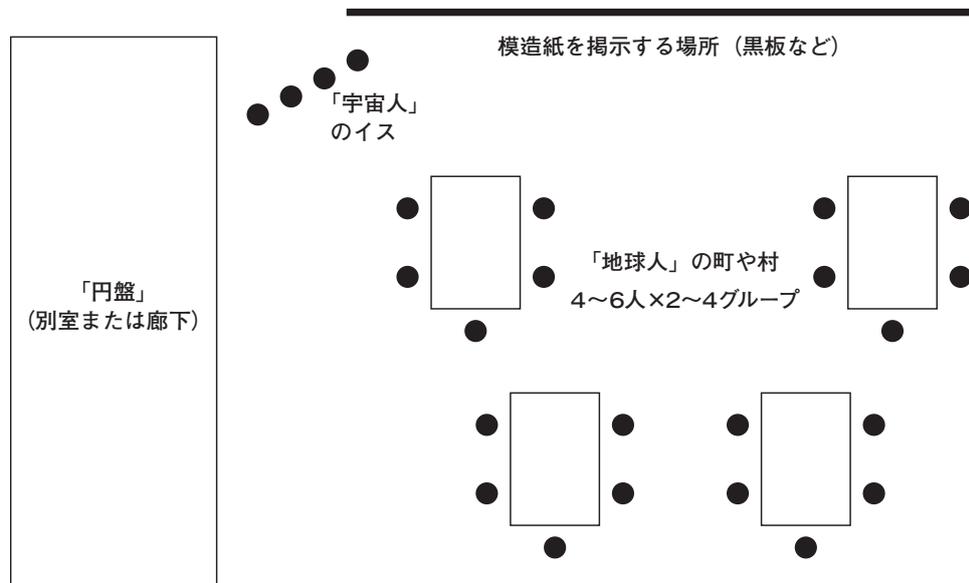
100～120分

ねらい

- ・ 支配する側、される側の人間が、どのような感情を抱くかを疑似体験する。
- ・ 植民地化が、その土地の文化や社会、経済に与える影響について考える。

場所

- ・ 机を2～4つ合わせて（模造紙が広げられる程度の大きさの）「島」を2～4つ作る。
- ・ 「宇宙人」用のイスを並べる。
- ・ 模造紙（4枚）を掲示する場所を作る。
- ・ 「宇宙人」が打合せをするための別室（空飛ぶ円盤に見立てた場所）を用意する。



準備

- ・ 模造紙 各グループに1枚
- ・ 太い水性マジック 5～8色のセットを各グループに1つ
- ・ 町（村・市）の名前を示す立て札 各グループに1つ
- ・ オモチャのピストル（※1）宇宙人1人に1つずつ
- ・ 黒色の極太マジック 宇宙人用に2～3本
- ・ 「首バンド」用の厚紙（※2）参加者の人数分
- ・ セロテープ 2つ
- ・ 「地球人のまち」のカード（※3）1人1枚（1種類）ずつ（宇宙人には、4種類）
- ・ 「宇宙人」の役割カード（17～18頁）宇宙人1人に1枚ずつ

※1 厚紙にアルミホイルを巻くなどして作ってもよい

※2 幅8cm×長さ50cm程度に切った厚手の紙。新聞の折込み広告を細長く折って使ってもよい。

※3 本書の19頁をコピーし、4つに切って使ってください。また、宇宙人には、17～18頁をコピーしたものを切らずに、1人1枚ずつ渡してください。

進め方

1. 導入 (3分)

参加者に、このゲームの登場人物と大まかな流れを説明する。

2. 役割の理解と準備 (30分)

(1) 地球人 (4～6人×2～4グループ)

グループ毎に「町(市・村)」のカード(ワークシート 19頁)を渡し、その町(市・村)のイメージをふくらませながら、模造紙に「絵地図」を描いてもらう。絵地図には、「町(市・村)」の名前を書いておく。完成したら、参加者全員からよく見える場所に並べて張り出す。また、各グループで市(町・村)長を1人、決めてもらう。

(2) 宇宙人 (4～6人)

別の部屋(または廊下)へ移動して、宇宙人に関する説明カード(17～18頁のコピー)を渡し、その役割をしっかりと理解した上で、役割を練習してもらう。また、地球の4つの村についての説明の紙(19頁のコピー)を渡し、イメージを持ってもらう。ゲームを始める前に「首バンド」を付けておく。

この間、ファシリテーター(進行役)は、各グループをまわって、作業の進め方についてアドバイスをする。特に「宇宙人」グループには、「地球人」に対する要求項目など、具体例を示しながら、「役になりきる」ように言う。

3. 「ニュース」を読み上げ、ゲームを開始する (2分)

● 20XX年X月X日 NHK お昼のニュース

「今朝8時50分頃、“ティフ”と呼ばれる惑星から、1機の円盤が飛来し、〇〇県の△△町に着陸しました。こちらに、着陸の様子を目撃した、□□さんにおいでいただいています」

「□□さん、その時、□□さんはお一人でいらっしゃったようですが…」

「はい、自分の畑の様子を見に出ていたんです。すると突然、オレンジ色の円盤がどこからともなくヒューンとやってきて、畑の上空、2～3メートルのところまで降りてきました」

「宇宙人を見たんですか？」

「はい。扉もない円盤から、ぼわ〜っと、浮き出るようになって、4人が外に出てきました。彼らは、私たち地球人をみんな幸せにしてやると言いました」

「それからどうなったんですか？」

「びっくりして、家に逃げて帰ったんで、あとは分かりません」

「ありがとうございました。その後、日本各地で上空をものすごいスピードで飛び去る円盤が目撃されています。ティフ星から来た宇宙人は、適当な着陸地点を探している模様です。〇〇県△△町からでした」

4. 町の紹介・交渉・作戦タイム (45分)

- ①ファシリテーターの合図で、ゲーム開始。地球人の前に宇宙人が登場し、無言でイスに腰掛ける。
- ②各町（市・村）長が順番に、「絵地図」を使って、宇宙人に自分たちの町を紹介する。
- ③宇宙人が要求を出し、「円盤」に引き上げる。
- ④宇宙人からの要求に対し、3分間、それぞれの町や村で検討する。
- ⑤宇宙人が戻ってくる。
- ⑥各町長（村長）が宇宙人に回答を伝える。
③～⑥を、さらに2～3回繰り返す。
- ⑦「地球人」役の参加者に感情の変化が見えたところで、「終了」を宣言する。

5. 「宇宙人」の役割を“解く”

宇宙人役の参加者が、この後の「ふりかえり」に参加しやすいよう、役割を演じるのはここまでだということをファシリテーター（進行役）が宣言し、宇宙人を演じてくれた参加者に、みんなで拍手をする。

宇宙人役の人に、身体についてものを払うような動作をしてもらおうとよい。

※「地球人」役の参加者の心の中には、「宇宙人」役の“怖い”イメージが強く印象に残り、ロールプレイが終わったあとも、しばらくその関係が続いて話がしにくい雰囲気が生まれることがあるので、注意が必要。

6. ふりかえり (30分)

次の4つのポイントについて、各グループで話し合い、発表してもらおう。

- ①ゲームが進むにつれて、皆さんは、どのように感じましたか？
- ②ティフに強制された変化によって、皆さんの町（村）から失われた大切なものがあるとすれば、それは何ですか？
- ③ゲームの中で起こったことと、植民地支配の歴史の上で起こったことと、似ている点はありませんか？ あるとすれば、どのような点が似ているでしょうか。
- ④今回のゲームと、実際の歴史とを比べて、違っているのは、どのような点でしょうか。

宇宙人(ティフ星人)
について

- ・ 彼らは、地球から2万8000光年の彼方にある、「ティフ」と呼ばれる惑星からやってきた。
- ・ ティフ星人は、極めて高度に発達した科学技術を有し、円盤を利用して容易に宇宙空間を移動することができる。
- ・ ティフ星人の主食は、パセリである。パセリ以外には、ごく僅かな水だけを摂って生きている。
- ・ 彼らは、人口が増え過ぎてパセリが足りなくなったために、新たなパセリ生産地を開拓する目的で地球にやってきた。
- ・ ティフ星人は、常に無表情である。
- ・ ティフ星人は、音楽や踊りの類を、非常にくだらない、退廃した文化であると見なしている。大勢の人が集まる祭りなどは、もつてのほかである。
- ・ ティフ星人にとって、首は、決して他人には見せられない、「はずかしい」部分である。そのため、彼らは皆、筒のようなもので首を隠している。
- ・ ティフ星人は、他の惑星の住民を「文明化」することに誇りを感じている。
- ・ 彼らは皆、「アイス・ガン」と呼ばれる銃を持っており、これで撃たれると、どんな生物もその場で凍り付き、動けなくなってしまう。
- ・ ティフ星人は、地球人に対して、次の3つを強く要求する。
 - ①可能な限りの土地をパセリ畑に変え、できるだけ多くのパセリを生産して、ティフ星人に差し出すこと。
 - ②笑わないこと。歌や踊り、祭りなども全て禁止。
 - ③ティフ星人と同じように、首を隠すこと。

**ティフ星人の
台詞の例**

1 回目

(もったいぶった口調で)「我々は、君たちを幸せにするためにやってきた。君たちは、ティフ星の素晴らしい文化を見習わなくてはならない。まず、君たちにこの『首バンド』を与えよう。みんなこれを首に巻くのだ。裸の首を人目にさらすなど、もつてのほかだ。見苦しいにもほどがある。

さあ、今すぐこれを付けるのだ」(と言って、地球人に『首バンド』を付けさせる)
(抵抗する者がいた場合は)「次回、我々が来るまでに『首バンド』を巻いておくように。わかったな！」(と、きつい口調で言って去る)

2 回目

(『首バンド』を巻かない者がいた場合)「お前たちはまだ何も分かっていないようだ。まあ、それも仕方がないだろう。愚かな生物の文明化には、時間がかかるものだ。仕方がない、『首バンド』を巻かない者は、この場で処刑するでしょう。このアイスガンで撃たれると、その場で凍り付いて動けなくなる。わかったな」(と言って、『首バンド』を巻いていない者を次々に処刑する)
「さて、お前たちは、ティフ大王にささげる“パセリ”を作らなくてはならない。可能な限りの土地をパセリ畑に変えて、全員でパセリを生産するのだ。反抗する者は、容赦なくこのアイスガンで処刑する。次回、我々が来るまでに、パセリの生産を進めておくように」

3 回目

(地球人の言い分を無視して)「お前たち地球人は、我々が思っていた以上に理解力の劣った生物のようだな。仕方がない。どうすればよいか、我々が教えてやろう。ここをパセリの畑に変えるのだ」(と言いながら、地図上に黒のマジックで大きな「×」を次々に書き込んでいく)

**不気味な「宇宙人」
を演じるコツ**

- ・「地球人」と目を合わさない。常に遠くの1点を見つめるようにする。
- ・動作をゆっくりする。
- ・抑揚のない声で、ゆっくり話す。
- ・答えに窮するような質問を受けたときは、無視する。
- ・しつこく抵抗する相手がいた場合は、銃で脅して円盤に連れ去る(連れ去られた「地球人」は、次からはティフ星人と同じように首バンドを付け、無表情で現れる)。

地球人の住む町カード

まる ち かる ちょう
丸地軽町

外国人居住者の割合が多い。古くからここに住む在日韓国・朝鮮人に加え、最近は東南アジアや中南米諸国の出身者も多くなった。町には焼肉屋はもちろん、さまざまな国のエスニック・レストランが並んでいる。

かつては、日本人と外国人の間でトラブルも見られたが、最近は、交流の機会も増え、「多文化共生」のモデル地区として全国的に知られるまでになった。

町の中心には、「多文化交流センター」があり、広場では毎週末、各国の文化を紹介するイベントが開かれて、大勢の人で賑わっている。

地球人の住む町カード

ね い ちゃ むら
根居茶村

過疎化が進む、地方の農村。

数年前から過疎化の進行をくい止めるため、さまざまな試みがなされてきたが、最近、アウトドア・ブームの影響もあって、豊かな自然を生かしたキャンプ場が評判を呼び、夏は若い家族連れの様子が多く見られるようになってきた。

村の青年会では、この機を逃さず“村おこし”を成功させようと、野外コンサートやトライアスロン大会など、さまざまなイベントを計画している。

地球人の住む町カード

て く の ろ し
手久野呂市

多くの大学や専門学校が集まる学園都市。人口の3.5人に1人が学生という、非常に若い町。シネコン、インターネット・カフェ、ゲームセンター、カラオケ、屋内プールなど、若者向けのアミューズメント施設も多い。

最近、情報科学技術やバイオ・テクノロジー関連の会社や研究機関が相次いで設立され、市長も「最先端技術開発都市宣言」を出すなど、世界の最先端に行く新しい産業の活性化に期待を寄せている。

地球人の住む町カード

り そう と し
利増土市

美しいサンゴ礁の海と白い砂浜が続く、海辺のリゾート地。プライベート・ビーチを持つ高級ホテルが並び、若いカップルのほか、最近は外国からの観光客も急増している。

ダイビング、シュノーケリング、ウィンド・サーフィン、ボートなど、さまざまなマリンスポーツが楽しめるほか、水中トンネルをくぐって海中散歩の気分が味わえる水族館も人気が高い。

みやげ物屋やレストランも多く、住民の8割以上が何らかの形で観光産業に関わっているといわれる。

2

史実のカード

概要	カードを使って、植民地支配と先住民族に関する歴史上の事実について学び、それを他の参加者に伝えるため、グループ毎にプレゼンテーションを行う。
時間	80～120分
ねらい	<ul style="list-style-type: none">・ 植民地支配と先住民族の歴史を学ぶ。・ 自分たちが学んだことを他の人に伝えるための方法を考える。
場所	<ul style="list-style-type: none">・ 机を片付け、イスを円形に並べて座る（机は、グループで作業をする時、必要に応じてすぐに使えるようにしておく）。・ 発表のためのスペースを空けておく。
準備	<ul style="list-style-type: none">・ 史実のカード I・IIのいずれか1セット・ 模造紙 数枚・ 太いマジック 3色以上、各色数本ずつ・ ホワイトボード（又は黒板）
進め方	<p>1. グループづくり (2～5分)</p> <p>各参加者に1枚ずつカードを配り、自分が受け取ったカードの記号（A・B・C…）によって仲間を見つけ、グループを作ってもらおう（予め決められたグループで行う場合には、グループ毎に同じ記号のカードを渡す）。</p> <p>※参加者の数が少ない場合には、1つか2つ、特定の記号のカードを省略する。また、数が半端な場合には、余ったカードを、同じ記号のカードを持っているグループの中の誰かに渡す（一部の人が2枚のカードを持つことになる）。</p> <p>2. 情報の共有 (10分)</p> <p>参加者は、自分の持っているカードに書かれていることを読み、その内容をしっかり理解した上で、グループの他のメンバーに伝える。カードをゆっくり読み上げるだけでも構わないが、できれば自分の言葉に置き換えて、分かりやすく伝えるようにする。</p> <p>3. 発表の準備 (30～40分)</p> <ol style="list-style-type: none">①グループで話し合い、自分たちが受け取った5～6枚のカードに共通する「テーマ」（又は「キー・ワード」）を見つける。②受け取ったカードの中で、自分達がもっとも関心を持った、又は重要だと思った情報は何か、グループで話し合う。③①②を他の参加者に伝えるためのプレゼンテーション（1グループ5分程度）の準備をする。ポスター、寸劇、落語、漫才、歌など、できるだけ強い印象を与えるような発表方法を考える。

4. 発表 (30～40分)

カードに書かれた記号(A・B・C…)の順に、1グループずつプレゼンテーションを行う。

※人数の関係でグループの数を減らした場合は、担当するグループのない「カード」の概要を、ファシリテーター(進行役)が簡単に説明する。

5. ふりかえり (10～20分)

全部のグループの発表が終わったところで、参加者の感想を聞く。

ポイント

- ・「ティフ星人がやってきた！」で感じたことと、このアクティビティで感じたこととの共通点は何か？ また、相違点は何か？
- ・発表は簡単だったか、難しかったか。それは何故か。
- ・ある情報を「重要」と判断する時の根拠は？
- ・どのグループの発表がいちばん印象に残ったか。なぜ、印象に残ったのか。

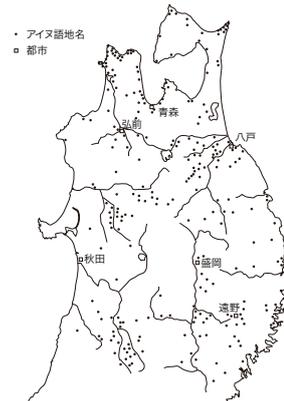
I 北海道 アイヌ民族

- A. アイヌ民族の文化と暮らし
- B. 松前藩によるアイヌ支配
- C. 明治政府による開拓・植民政策
- D. 同化と差別
- E. アイヌ民族の復権

アイヌ文化の成立

東北山間部の特別な山言葉に残るアイヌ語
セタ (=犬) ワッカ (=水)

奈良時代から平安時代にかけて、「渡嶋^{わたりしま}」とよばれた北海道には、「あしはせ」と呼ばれるオホーツク沿岸にすみ熊を祭る人々と、「えみし」と呼ばれ東北から石狩地方にすみ本州の影響をうけ古墳などをつくっていた人々が



東北地方のアイヌ語地名分布

いました。やがて「オホーツク」にいた人々はいなくなり、その文化が引き継がれる形でアイヌ文化が成立したと言われています。

A-20

口承伝承^{こうしやうでんしやう}

文字を持たないアイヌ民族は、膨大な数のカムイユカラ（神の物語）やユカラ（英雄叙事詩）やウェペケレ（昔話）を口伝で伝承しています。長いものでは4日4晩かかると言われ、人によっては200もの話をもっていたといいます。これらの物語は、人として守るべきことを教える教訓でもあり、いろいろなものに神が宿っていることを教えるものでした。それを聞いて育った子どもたちは、人として生きる道を学びました。

シマフクロウ神の神謡^{しんやう}

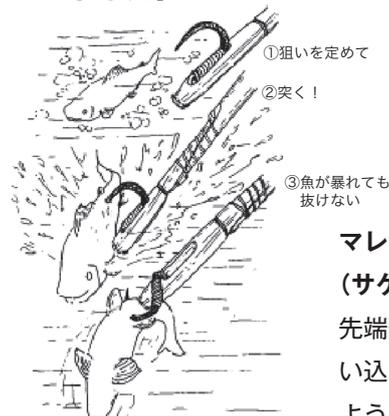
シロカニペ ランラン ピシカン
銀のしずく 降る降るまわりに
コンカニペ ランラン ピシカン……
金のしずく 降る降るまわりに

A-30

アイヌの女性は、ウバユリの根をほり、デンプンをつくるなど、植物に関わる仕事をしました。



男性は「神の魚」（カムイチェブ）とよばれるサケや^{けもの}獣を獲っていました。そこで使われる道具には様々な知恵がまつていました。



マレク

（サケを獲る漁具）

先端部の鍵が外れて食い込み、逃げられないようになっている。

海を渡った人々

アイヌの人々は交易の民でもありました。中国の玉や絹織物は、アイヌの人々を通じて日本にもたらされていたのです。アムール川のデレンはそうした取引の場でした。



アイヌ民族は、この世にある多くのものが神の化身けしんであると考えています。それは、自然界の動物だけでなく、炉や家など人の役に立っているものも同じでした。これらの神の毛皮をはいだり、一部を壊すことで肉体と霊を分離させ、感謝の祈りとたくさんのお土産とともに神の国におくりました。神の国でアイヌとの楽しかった思い出を語り、またアイヌに恵みをもたらしてくれるように。そしてどんなものも大事に無駄にすることが無いように気をつけたのです。



イオマンテ (熊おくりの儀式)

木を切り、大地を削るゴルフ場開発の現場を見たアイヌのフチ (おばあちゃん) は、「何という恐ろしいことだろう。大地のお母さんはどんなにか痛いだろう」と言って顔を覆おおいました。

(中本ムツ子さんから聞き取り)

「祖母と一緒に山菜取りに行っても、一カ所で全部とることはありません。必ず隣のおばあちゃんも来るからと、一カ所でとらずに次々と場所を変えていきます。次に来る人のために、来年のために、採らずに残しておく。そういう教えでした」

(萱野茂『アイヌ・暮らしの民具』)

アイヌと松前藩の間の 干鮭ほしごけの交換比率

●寛永18(1641)年
鮭100本=米2斗(30kg)



同じ1俵だけど、
俵の大きさが
どう見ても違うゾ!

●寛文5(1665)年の改訂
鮭100本=米8升(12kg)

江戸時代、幕府から北海道の支配を認められたのは松前藩でした。北海道では稲作をしていなかったため、松前藩は家臣にアイヌ民族との交易する権利を与えました。最初の内こそ、アイヌ民族を尊重した内容でしたが、やがて搾取へと姿を変えていきました。

17世紀後半の北海道の様子

「松前藩は毎年鷹とハヤブサを献上していたが今年は全くとれなかったのでハヤブサを一つも献上できない」

(御巡検使応答申合書)

「わたしたちが鮭をとっている川で、松前藩が大網をおろして根こそぎとってしまうので私たちは飢え死にしています」

(津軽一統史)

「金堀の人数は5万人を越えている。水路を彼方へ変え、それから川岸の下にある堅岩まで掘る」

(蝦夷国報告書)

江戸時代、松前藩が北海道の自然資源を収奪していきました。また松前以外の多くの日本人も北海道に入り込みアイヌ民族の生活環境を破壊していました。

和人による生活環境の破壊や、松前による交換比率の値下げに怒ったアイヌの人々は、1669年、静内のシャクシャインをリーダーに、戦いを挑みました。

シャクシャインの呼びかけ

近年、松前藩の役人のやり方は、私利私欲をむさぼり、アイヌは困窮している。松前藩を滅ぼし先祖以来の無念をはらそう

しかし、鉄砲で武装した松前軍の前に、アイヌ側は後退…

シャクシャインの最期

「佐藤権左衛門は償いによる和睦を提案し、シャクシャインも応じた。和睦の酒宴ののち、酒宴の小屋に火がかけられ、出てきたところを殺害された」

武士に代わって交易場所を経営するようになった商人はアイヌを労働者として強制徴用しました。

「日高サル地方の漁獲は乏しいが、人口は1,300人あまりもいた。そこで、漁獲の多いアッケシ・イシカリ・アツタ・オタルナイに出稼ぎに行かされ、何年も帰ってこなかった。さらに日本人の番人達は、留守をしている妻たちを妾にしまった」

(松浦武四郎『蝦夷人物史』)

「当時、二風谷のアイヌが奴隷として連れていかれた「場所」は厚岸でした。当時この厚岸場所は道東の拠点で、労働力もっぱらアイヌでした。地元の厚岸アイヌは強制

労働で死亡したりして減ったので、沙流や勇払のアイヌを徴用したのです。」

(萱野茂『アイヌの碑』より)



後志と石狩・手塩のアイヌ民族人口の変化

	1808年	1854年
後志	2,871	1,577
石狩・手塩	3,120	1,613

疱瘡（天然痘）がはやって、大方が死んでしまい、生き残った人々はコタンを捨てて逃げてしまった。…漁獲できなくなった老人は山に帰してしまう…妊娠した女も昼夜の別なくこき使い、幸い生まれた子も飢えと寒さで大方死んでしまう。妾にされ自殺したり、性病になる者も多い。

(松浦武四郎『石狩日誌』)

C-10

1868年、天皇を主権者とする明治政府が樹立され、日本は近代国家への道を歩み始めます。これにともない、そのほとんどが「蝦夷地」として日本という国の外部に位置づけられていたアイヌモシリは日本の領土に一方向的に組み込まれ、開拓使という特殊な行政機関が置かれるとともに「北海道」と名づけられました。ここに、近代天皇制国家によるアイヌ民族への植民地支配がはじまります。

C-20

開拓使は、北海道全域を「無主の地」とみなして天皇のものとしたうえで、移住した和人のみにその土地を払い下げ、私有地とすることを認めました。それまでアイヌ民族が狩りや漁をしたり、木をきってきた山林や川・沢もこの対象となり、アイヌ民族の生活圏は奪われていきます。一方、アイヌ民族の居住地はすべて「官有地」に編入されてしまいます。

蝦夷地は我が国北方の軍事拠点。外国人がアイヌ民族を扇動し、災難が拡がることを未然に防ぐ必要がある。すぐに開拓の手はずを整え、人（和人）繁殖の地域とすべし。



明治天皇



今日からこの地はすべて日本国の領土である！

ハア？

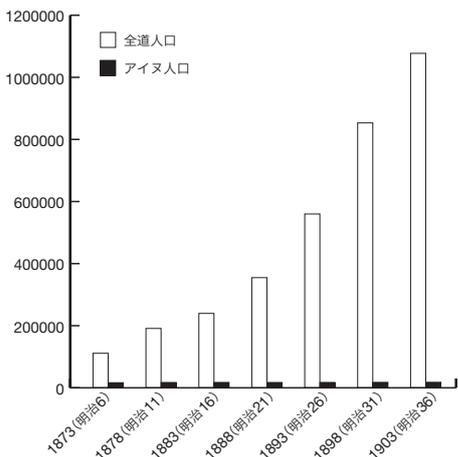
C-30

明治政府の開拓・植民政策によって、北海道に移住する和人の数は加速度的に増加していきました。開拓使が設置された1869（明治2）年には、北海道の人口は5万8,467人にすぎませんでしたが、10年後には約22万人、20年後には約43万人、明治期末には約170万人にもなっています。移民の拡大に伴い、開拓地も沿岸部から徐々に内陸部へと広がり、北海道全体を覆っていくようになりました。

C-40

アイヌ民族にとって、サケとシカは生活に欠かすことのできない大切な食糧でした。しかし、開拓使は産品としての資源確保のために、アイヌ民族が行っていた河川におけるサケ漁を禁止するようになりました。それとは対照的に、和人漁師は河口でサケを乱獲していきます。

また、開拓使は免許を持つ者以外のシカ猟を禁止するとともに、アイヌ民族が伝統的に行ってきた毒矢猟を禁止しました。その一方で、官営のシカ肉缶詰工場がつくられ、シカ肉の缶詰や鹿皮は海外へと大量に輸出されました。こうした乱獲によりシカは絶滅の危機に瀕し、1889（明治22）年には全面禁猟とされました。



鹿肉の缶詰

1886(明治19)年、北海道庁が設置されると、北海道の開拓政策はそれまでの貧民の移住から「資本の移住」に転換され、大規模な面積の土地が無償で払い下げられました。それに先立ち、広い範囲にあったアイヌの居住地を「開墾予定地」と呼ばれる区域に集め、排除していきました。払い下げの恩恵に浴したのには資金力をもった富豪、資本家、華族、高級官僚たちであり、北海道に大土地所有制が成立していきます。

これから移住は貧民を植えるのではなく、豊民を植えよう。言い換えれば、人民の移住を求めのではなく、資本の移住を求めたい。

北海道庁初代長官、
岩村通俊の施政方針演説

土地を奪われ、森を伐採され、サケやシカなどの食糧を手に入れる手段をも奪われたアイヌ民族の生活はとても苦しくなり、明治の中頃には多くの人々が飢餓に瀕しました。また、移住者との接触が増えるにつれて、和人が持ちこんだ結核、コレラ、天然痘などの病気がアイヌ民族の間に蔓延していきました。

北海道開拓着手以来、移住者が年々増加し、沿海原野の至る所を移民が占拠し、漁獵に従事する者が増加した。しかし、アイヌは彼らと争えず、次第に山奥へ逃れ隠れ、食糧を得ることが困難になった。

1884(明治17)年、札幌県から明治政府への要請文

北海道の開拓使長官になった黒田清隆は、アメリカから「お雇い外国人」を呼び寄せて、北海道開拓のための基本計画を作りました。そして、開拓を推進するために、国策としてアイヌ政策を推しすすめていきます。その内容はアイヌ民族を、法律によって生活のすみずみまで縛り、言語・文化・伝統を剥奪し、皇国の臣民化するものでした。

アイヌの遅れた醜い習慣を改めさせ、内国人と同様に「開化」させよ



黒田清隆

1871(明治4)年、明治政府は戸籍法を公布して、アイヌ民族に日本式の姓名に変えることを強制しアイヌ民族を平民籍に入れました。しかし開拓使はアイヌ民族に対して「旧土人」という呼び名を使いました。これは、アイヌを日本人として臣民化する一方で、二級市民として差別するものでした。被差別部落の人々が1871年の解放令が出されて「平民」同様とされながらも、「新平民」として差別されたことと似ています。

ある日、戸籍を作るために、役人が名字をつけにやってきました。



ここはピラトゥル(平取)村か。ならばアイヌの名字は「平村」としよう。その次がニブタニ(二風谷)か。では「ニ谷」だ。向こうの村はピバウシ(貝のある所)というのだな…では「貝沢」だ。

開拓使は、アイヌ民族固有の文化や風習を「野蛮」なものとし、「日本人」と同じようにすることが必要と考え、アイヌ民族の伝統的な文化や習慣を制限・禁止する布達を出しました。警察は違反者を取り締まり、処罰をしたのです。

土人^{こくゆ}へ告諭

- 一、土地^{かいかん}を開墾する者には、家と農具を与える。死者が出た場合^{かおく}家屋を焼いて転住してはいけない。
- 一、今後出生した女子の入れ墨を固く禁止する。
- 一、今後男子の耳輪を固く禁止する。女子はしばらくの間は許容する。
- 一、日本語は勿論、文字も学ぼう心がけよ。

(1871年、開拓使)

1899（明治32）年に北海道旧土人保護法が公布され、明治政府はアイヌ学校を設立し始めました。しかし、学校ではアイヌ語やアイヌ文化に関する授業はまったく行われず、アイヌの民族性を否定し、天皇制国家への忠誠を強要するものでした。

アイヌ学校の特徴は、アイヌの子どもを和人の子どもと分離して、「土人学校」という名前をつけていたことでした。アイヌ語の使用は禁じられ、日常会話でアイヌ語を使っていた子どもたちに日本語を強制する「国語」の授業が学校の最初の大仕事だったのです。



北海道への和人の大量移住の結果、アイヌ民族は人口比で見ると圧倒的な少数派となってしまいます。そんな中、アイヌ民族を「滅びゆく民族」と決めつけた見方が広がっていきます。その先頭に立っていたのが、著名な学者たちでした。

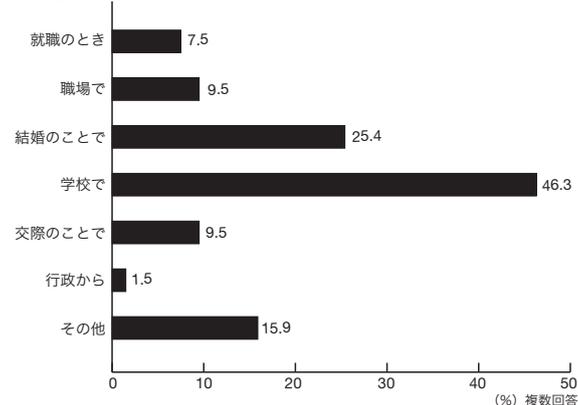
学術上大切な資料となるべきアイヌも、今のままで置いてはついに絶滅に帰するは明らかである。これを救済して、その人種をたやさぬようにする事は我々日本人の義務である。

1919（大正8）年、
医学博士^{ふじなみこういち}藤浪剛一の談

学者たちは研究のためと称し、無断でアイヌ民族の墓をあばいて骨を持ち去ったり、村人の血液を採ったりして、自らの研究成果として発表していました。

1999（平成11）年に行われたアイヌ民族の生活実態調査によれば、「何らかの差別を受けたことがある」、「他の人が受けたのを知っている」と答えた人はそれぞれ12.4%、15.7%いました。差別を受けた場面としては「学校で」が46.3%と一番高い数値となりました。

差別を受けた場面



E-1①

民族としての権利と誇りを
獲得するために
必要なものって何だろうか？

1984年、北海道ウタリ協会（現・北海道アイヌ協会）は、基本的人権・参政権・教育文化・産業・民族自立化基金・審議機関の6項目を掲げ、アイヌ新法案を打ち出していました。アイヌに対する差別の絶滅を目指し、アイヌが民族としての権利と誇りを得るための運動が盛り上がってきたのです。



E-2①

1997年、アイヌ民族の地権者2人が、北海道びらとりちよう に ぶたに平取町二風谷ダム建設をめぐる土地強制収用などの取り消しを求めた裁判において、「ダムは違法」との判決を勝ち取りました。判決の中でダム建設地がアイヌの伝統的な舟下ろしの儀式「チブサンケ」が行われるなどしていた「アイヌ民族の神聖な土地である」と認め、「アイヌ民族は先住民族に該当する」としたことは、アイヌ民族の存在とともにその権利を公的機関が認めた画期的な出来事でした。



E-3①

1994年、萱野茂氏が参議院議員に当選し、アイヌ民族初の国会議員が誕生しました。北海道ウタリ協会がすすめていたアイヌ新法案は1997年、文化振興に関する部分を取り上げた形で「アイヌ文化振興法」として成立し、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興やそのための研究の推進が積極的に図られるようになってきました。

アイヌ文化振興法

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化の置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌ伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

E-4①

北海道各地で文化伝承保存会ができ、踊り・歌などの伝統芸能やアイヌ語を若い世代に伝えています。その成果を発表すべく、アイヌ語による弁論大会、ムックリ・トンコリなどの伝統楽器の演奏大会なども盛んに開かれるようになっていました。また、伝統の儀式なども行われるようになり、アイヌ民族が自らの文化を誇りをもって継承するようになって来ています。



アイヌの楽器・ムックリの演奏

E-5 ①

伝統を継承するだけでなく、アイヌ文様や歌・楽器などを、現代アートの中に取り入れながら、新しい文化を創造しようと活動する人たちも現れています。また、民間ラジオ局でアイヌ語講座が放送され、市民団体などでもアイヌ民族関連の講座が開かれるなど、文化として自然な形で市民権を得つつあります。



結城幸司さんのアイヌ・アート版画



貝澤珠美さんのアイヌ・アートデザイン

E-6 ①

2007年9月、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会の場で採択されました。先住民族の自己決定権を土台に据えたこの宣言の採択は、世界中の先住民族が待ち望んでいたものでした。

この権利宣言の採択を背景に、日本では2008年6月に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める」国会決議が採択されました。これを受けて、それまでアイヌ民族を先住民族として認めてこなかった政府も、「アイヌ民族が先住民族であるという認識の下、国連の権利宣言を参照しつつ、総合的なアイヌ施策の確立に取り組む」ことを表明しました。

II マレーシア・サラワク州 イバンなどの 先住民族

- A. 自然と共存した暮らし
- B. 次々と代わる支配者
- C. 土地を奪われる
- D. 経済発展の影で
- E. 権利獲得をめざして

サラワクの森に暮らす先住民族のうちのひとつ、プナンの人たちは定住せずに、狩猟採集を行ってきました。主食はサゴヤシというヤシから取れるでんぷんで、これに加えて2日に1度くらいの割合で森に分け入り、サルやイノシシ、シダや木の実などの森の恵を採集して暮らしてきました。



森を自由に移動するプナンは、かごやゴザ、食器、狩猟道具など、自らが持ち運べるだけのものが彼らの所有物です。

A-20

サラワクの森に暮らす人々は、米作りが忙しい季節になると、森の奥に分け入り、籐や香木、沈香、アナツバメの巣、蜂蜜などを採集し、それを町の商人と取引をし、中国の陶磁器や、貴重品と交換していました。



A-30

収穫を森の神に祈る儀式



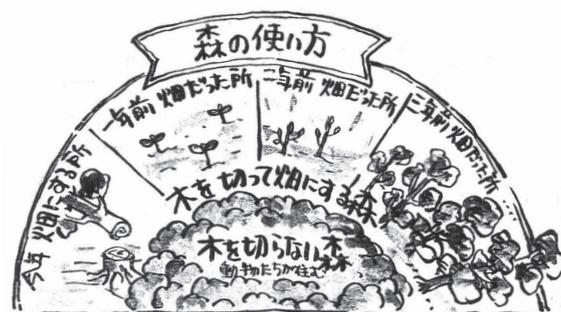
A-4

サラワクの先住民族社会では、常に土地があらゆる資源の中で最も重要なものとされてきました。生きていくために必要な食料や物資を土地から得ます。土地には先祖の墓があり、過去と現在をつなぐ存在として精神的生活に重要な意味を持っています。

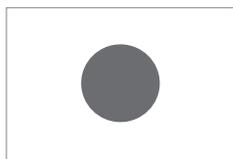
そんな先住民族の社会では慣習的な土地保有制度がとられてきました。慣習法には土地の私的所有という概念は存在しません。森を開墾した人にその土地を「利用する権利」があたえられるのです。

A-5

サラワクの森に暮らす先住民族の多くが、主食の米を伝統的な焼畑によって耕作しています。伝統的な焼畑は一年ごとに場所を変えます。移動したあとの土地には十分な栄養分が残っているため、森林再生がスムーズに行われます。その後、6～20年の休閑期間をおき、森が回復した頃に再び焼畑を行います。この方法は、熱帯林と共存できる循環的な農法で、祖先から受け継がれてきた先住民族の智慧です。

**B-1**

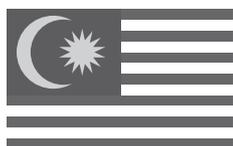
1870~1941



1941~1945



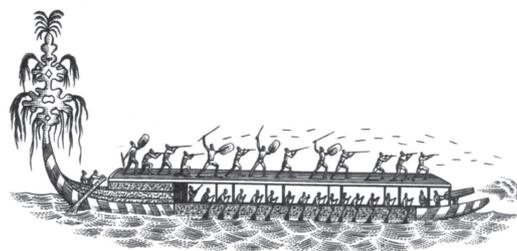
1946~1963



1963~ 現在

B-2

サラワクは長い間ブルネイ王国の支配下にありました。1839年に先住民族のパティンギ・アリの一団が圧政に抗する反乱を起こしました。反乱に手を焼いていたブルネイ国王は当時、旅行者として訪れていた、英国人探検家であるジェームス・ブルックに、鎮圧に成功すれば、サラワクの統治権を与えることを条件に、反乱の鎮圧を依頼しました。ジェームス・ブルックは英国軍の協力を得て鎮圧し、サラワクの統治権を得ました。ジェームス・ブルックは「白人王」と呼ばれ、その後約100年間、ブルック家3代によるサラワク王国の統治が続きました。



B-3 ㊦

白人王支配によるサラワク王国は、1941年には建国100周年を記念して憲法も制定しましたが、間もなく太平洋戦争がはじまり、同年12月16日に日本軍がミリを占領、12月24日にクチン占領以後サラワクは日本の軍政下に置かれました。

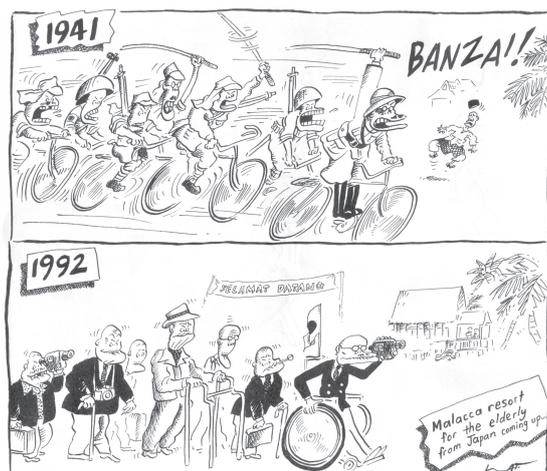


軍事政権下で行われた日本軍のための食料と物資の強制調達や建物の強制収用、住民への道路や飛行場建設への強制労働、人頭税の付課、皇民化教育の強要は、しだいに住民の反発を招くようになり、物資不足と人心の不安は各地の治安の悪化をもたらすようになりました。(写真は日本軍が強制した「軍票」)

B-4 ㊦

2代目の白人王であるチャールズ・ブルック時代(1868～1917年)ののち、太平洋戦争時には、3代目白人王ヴァイナー・ブルックがオーストラリアに亡命し、サラワクは日本軍の軍政下(1941～1945年)に置かれました。奇しくも、白人王はちょうど建国100年目で実質的な支配を失いました。

1945年の日本降伏後、ヴァイナー・ブルックは王位を辞退し、三代続いた王国は消滅しました。サラワクはその後17年間、英国の直轄植民地となり、1963年にマレーシア連邦に加盟、マレーシアの一州となりました。

B-5 ㊦**マレーシアの風刺漫画より****C-1 ㊦**

1841年にブルネイ王からサラワクの統治権を得たイギリス人のジェームズ・ブルックは、1863年にサラワク最初の土地法を制定し、未利用の土地すべてを政府の所有とし、政府が売買できることとしました。1875年には土地を切り開いた後に放棄することを禁止しました。これは焼畑のような長い休閑期を持つ農業を制限することを意味します。1899年果樹命令では、土地権利証を持たない限り、土地の移動、売買、譲渡を禁止しました。



「白人王」ジェームス・ブルック

C-2 II

土地はサラワクの先住民族にとって最も重要な経済的資源であり、先住民社会の要です。人々の生活は土地と密接に結びついています。土地は食料をもたらし、必要な物質をあたえてくれます。また土地は祖先の霊を宿し、彼らやその収穫物を擁護してくれる精霊のすみかでもあるのです



C-3 II

イギリス植民地下の1952年には『先住民族は、イギリス国王領から土地を借り受けたものである』と定め、国王がすべての土地に対して所有権があることを公然化しました。1958年には、1958年1月1日以前にその土地に住んでいたならば土地の権利を認められるという原則が建てられました。しかし、公共目的や土地譲渡を促進する目的であれば大臣の裁量で先住民族の慣習的な土地に対する権利を消滅させることができ、それは、いったん布告されれば先住慣習地は消滅することを意味しています。

C-4 II

1953年に制定された森林法は先住民族コミュニティが利用できる森林を共有林として他の森林と区分しました。しかしこの共有林は大臣が官報に告示し、3ヶ月以内に異議申し立てがなければ、土地の権利が消滅する内容でした。実際は告示されたことも気付かず土地を奪われ、木材会社が伐採権を得て森林を伐採する事例が多く見られます。この森林法の真の目的は、先住民族の土地に対する権利の行使を制限することでした。

告示

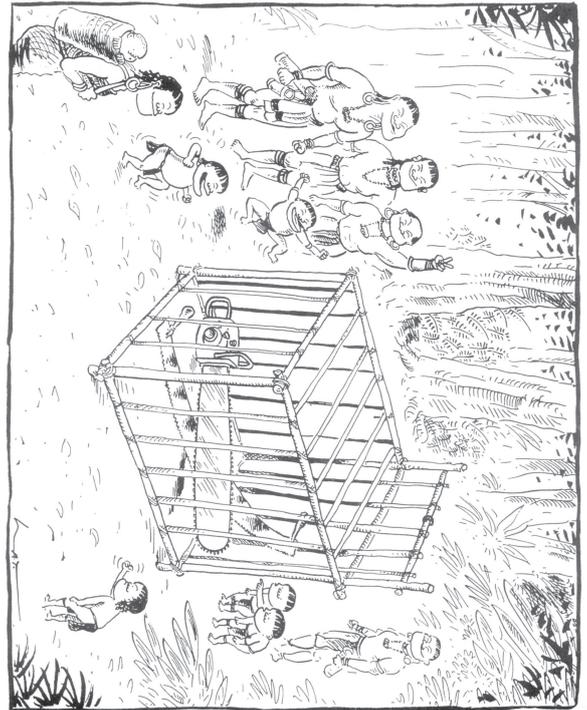
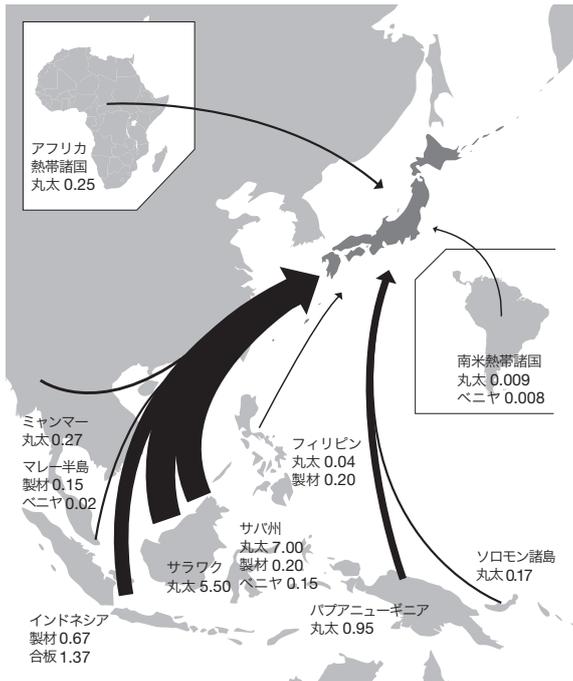
この土地は森林伐採の対象地となった。
この土地に暮らすものは3ヶ月以内に異議申し立てができる。異議申し立てがない場合、この土地の権利は消滅する。

C-5 II

このような法的制限の他に、サラワク州政府は、換金作物栽培などの開発事業を目的に1981年に土地管理開発局(LCDA)をつくりました。この公的機関は、大規模なゴムやアブラヤシなどのプランテーション計画が進める中で、先住民族の土地に対する権利を剥奪していったのです。開発を進めるために必要であれば関係大臣の許可を得て、先住民族の慣習地を強制的に没収する権限が与えられます。

日本への熱帯木材主要供給国

(1987年)



●バタンアイ・ダム

規模： 8,500 ヘクタール

完成： 1985年

発電量：92 メガワット

影響： 水没での森林の消失に加え、21の村落、約3,000人以上が移住を強いられた

*このダム建設には日本のODAが使われた

●バクン・ダム

規模： 水没面積はほぼシンガポールと同面積の69,000ヘクタール。堤の高さは75m

完成： 2009年の予定

発電量：2,400メガワット

影響： 水没による森林環境消失に加え、ダム建設によって、水没予定地の15の村落、約9千人以上が移住を強いられている

「地球にやさしい」というイメージのもと、年間ひとりあたり約3.5キログラムも消費している「パーム油」は、「アブラヤシ」という植物から取れる植物性の油です。世界のパーム油の半分以上をマレーシアで生産しています。

しかしサラワクではアブラヤシの栽培を「森林伐採よりひどい環境破壊」という人もいます。アブラヤシの単一大規模栽培によって熱帯林の急激な減少や、先住民族の生活環境の破壊などの問題を引き起こしています。

サラワク州政府はパーム油増産のため先住民族の慣習的利用が認められている土地を、60年契約で借り受け、アブラヤシプランテーションに変える政策を打ち出しています。



さて、ロングハウスを建てる木はどこで探せばいいんだろう？

食事の果物も？

マットにする藤も？

1987年の先住民族による道路封鎖で見られた、先住民族の主張が表現された横断幕やプラカード

「丸太と燃料輸送の全車両ストップ！」

「我々の土地は、我々の銀行だ!!」

「金は要らない。森を返せ!!!」

E-2 ②

1987年、森林伐採に対して、先住民族は伐採現場に通じる道路を封鎖する抗議行動に出ました。この行動について新聞各紙は次のように報道しました。

「ブナン民族、人間の鎖でブロック」

(スター紙、1987年4月22日)

「伐採業者こそ、本物の盗賊だ」

(ボルネオ・プレティン紙、1987年5月30日)

「先住民族の人間バリケードが、世界最古の熱帯雨林を伐採から救う」

(サラワク・トリビューン紙、1987年6月20日)

約5千人の先住民族が約8ヶ月にわたって行った道路封鎖は、警察によって強制的に排除されました。

1987年、ベラム地域のカンヤン人による道路封鎖



1989年9月、サラワクのラジャン川上流地域の十数か所で、約4,000人の先住民族が参加する道路封鎖が行われました。

9月15日から21日の間に117名が逮捕されました。これは1987年に改正された森林法で、森林局は「伐採作業を妨げるものは拘留場がなくとも、その身柄を拘束することができる」という法律にもとづくものでした。

この法律は民主主義を脅かすものとして、世界中から激しい批判を受けました。

1987年、ウマバワン地区の先住民族カヤン人たちは、伐採企業が自分たちの慣習地を侵害しないよう道路封鎖を行いました。警察は彼ら/彼女らを逮捕し、土地を不法占拠し伐採道路使うことを不当に抑止した容疑で彼らを告発しました。

それに対して1990年、先住民族たちは先祖伝来の土地での伐採中止と破壊への補償を国と伐採会社に求め提訴。1997年、裁判所は先住民族の訴えを認め損害賠償及び補償金の支払いを認めました。

この裁判所の決定はサラワクの先住民族が法的に自分たちの慣習地で行なわれる伐採を拒否する権利があり、先住民族の権利が伐採権に優先することを支持したものでした。

3

私の願い

[概要]	1枚ずつ配られたメモ用紙に自分の思いを短い文章に書き、それをランダムに配り直して、1枚ずつ読み上げていく。
[時間]	30～45分
[ねらい]	<ul style="list-style-type: none">・自分の心の中を見つめ、それを文字にして確認する。・他の人の思いに耳を傾ける。・自分と同じようなことを感じている人が何人もいる、ということを知る。
[場所]	机を片付け、イスを円形に並べて座る。
[準備]	<ul style="list-style-type: none">・メモ用紙（ハガキ大）……参加者数×3枚・鉛筆（又はボールペン）…1人に1本ずつ・箱（又は袋）……………1つ
[進め方]	1. 振り返り（2～3分） ここまでのワークショップを振り返り、その中で自分が感じたこと、学んだことについて、各自が考える時間をとる。
	2. 最初のカード（10～20分）
	①参加者全員に、1枚ずつメモ用紙を配り、次のことばで始まる3つの文を（書き出しの部分も省略しないで）書いてもらう。 「私がいちばん腹が立ったのは、……………（という）ことです」 「私がいちばん悲しいと思ったのは、……………（という）ことです」 「私がいちばん怖いと思ったのは、……………（という）ことです」
	②メモ用紙を回収し、袋に入れて1枚ずつ取ってもらう。この時、自分が書いたものがまわってきても、黙っていてもいい。
	③1人ずつ順に、自分の手元きたメモをゆっくり読み上げてもらう。この時、決してコメントを加えたりしてはならない。
	3.2 枚目のカード（10～15分）
	①参加者全員に、新しいメモ用紙を配り、次のことばで始まる、みんなを笑わせるような文を1つ（書き出しの部分も省略しないで）書くように言う。 「もしも私が○○だったら、……………するのに」 又は 「もしも私に○○があったら、……………するのに」

この時、ファシリテーターは、何か1つ例を示すとよい。

例)「もしも私にタイムマシンがあったら、コロンブスより先にアメリカ大陸へ行って、みんなにスペイン語を教えるのに」

②1枚目と同じ要領で紙を回収し、ランダムに配って、できるだけ明るい声で読み上げてもらう。

4.3 枚目のカード (10分)

①最後の紙を配り、「これからの世界のことを考えて書くように」と言って、次のことばで始まる文を1つ、書いてもらう。

「私の願いは、・・・・・・・・・・・・・・・・(ようになる) ことです」

②1枚目、2枚目と同じ要領で配りなおし、順にゆっくり読み上げてもらう。

※十分な時間がとれない場合は、紙を1枚ずつ配り、次のうちどれか1つ(以上)を選んで書いてもらってもよい。

「私がいちばん腹が立ったのは、・・・・・・・・(という) ことです」

「私がいちばん悲しいと思ったのは、・・・・・・・・(という) ことです」

「私がいちばん怖いと思ったのは、・・・・・・・・(という) ことです」

「もしも私が〇〇だったら、・・・・・・・・するのにな」

「私の願いは、・・・・・・・・(ようになる) ことです」

4

アイス・ブレイキング①

こんな人を探してみよう

ねらい

- ・参加者全員が、できるだけ多くの人と言葉を交わし、気軽に発言できる雰囲気をつくる。
- ・ワークショップのテーマ（文化摩擦、先住民族）に関連して、参加者がどの程度の経験や知識を持っているか、ファシリテーターが大まかに把握する。

場所

- ・机を片付け、イスを円形に並べて、中央に広い空間をつくる。

進め方

- ①参加者全員に、「ビンゴ・シート」（次頁のものをコピーして使う）と筆記用具を配る。
※シートの（ ）には、その日のワークショップのテーマに応じて、「北海道」「マレーシア」などの言葉を書き入れておく。
- ②ルールを説明する。
 - ・1～8の項目に当てはまる人を見つけ、各欄に、その人の名前とコメントを書き入れる。
 - ・質問するときは、まず挨拶をして、「○○○をしたことがありますか？」と訊ねる（「1～8のうち、どれか当てはまるものがありますか？」などという聞き方をしてはいけない）。
 - ・同じ人に続けて2つ以上の質問をしてもよいが、同じ人の名前は1度しか書けない。
 - ・「聞いたこと」の欄には、それぞれの項目に関連してその人から聞いたことを書き入れる。
例）「外国人と話したことがある」人には、「どこの国の人ですか？」「どんな話をしましたか？」「どんなことを感じましたか？」などの質問をする。
 - ・あまり一人の人とばかり話し込まないで、次々に新しい相手を見つけ、できるだけ多くの枠を埋める。
 - ・すべての枠が埋まった人は、イスに座る。
- ③全員が立ち上がり、スタートの合図でゲーム開始。
- ④10～15分経って、空欄の該当者がなかなか見つからなくなったら、終了の合図をする。
- ⑤イスに座って、だれがいちばん多くの該当者を見つけたか、確認する。
- ⑥該当者がなかなか見つからなかった項目はどれか、それは何故かといったことについて、意見交換をする。

応用

- ・参加者の年齢が低い場合（小中学生）は、「友達や親戚の家に泊まったことがある」「外国の映画を見たことがある」「外国の料理の名前を3つ以上知っている」など、該当者を見つけやすい設問に変えるとよい。
- ・参加者の人数が少ない場合は、設問の数を減らすか、「同じ人の名前を2回まで書いてよい」ことにする。

ビンゴ・シート こんな人を探してみよう

こんな人	名前	コメント
1 外国人と 話したことがある。		
2 () に 行ったことがある。		
3 珍しい楽器を演奏で きる。		
4 子どもの頃、 「転校」したことがある。		
5 外国で 暮らしたことがある。		
6 3つ以上のことば (外国語や方言) を 話することができる。		
7 () の 料理を食べたことが ある。		
8 世界の「先住民族」 の名前を3つ以上 言える。		

進化ジャンケン

- | | |
|---------|--|
| 〔 ねらい 〕 | <ul style="list-style-type: none">・ 部屋中を動き回ることによって、参加者の気持ちをほぐす。・ 「笑い」によって、全体の雰囲気明るくする。 |
| 〔 場所 〕 | <ul style="list-style-type: none">・ 机を片付け、イスを大きな円形に並べて、中央に広い空間をつくる。 |
| 〔 進め方 〕 | <ul style="list-style-type: none">① ルールを説明する・ 最初は、全員が「ミミズ」になる。・ 他の人とジャンケンをして、勝ったら、ミミズ → ニワトリ → チンパンジー → 人間と1つずつ「進化」していく。・ 負けた人は、1つ「退化」する。・ 「人間」まで進化した人は、イスに座ることができる。・ 「ミミズ」「ニワトリ」「チンパンジー」になった人は、それぞれの動物の仕草を真似ながら動かなければならない。② 全員で動物の動きをやる。③ 全員が「ミミズ」の動きをしながら、ゲームを開始。④ 残りの人数が2～3人になったら、適当なところでゲームを終了する（あまりしつこくならないよう、最後の一人になる前に切り上げた方がよい）。 |
| 〔 応用 〕 | <ul style="list-style-type: none">・ 最後まで残った人には、ワークショップの中で、「宇宙人」の役をやらせようなどしてもよい。・ 「罰ゲーム」は、かえって逆効果になることもあるので、要注意。 |

アイス・ブレイキング③

映画トーク

ねらい

- ・大きな声で話すことにより、参加者の気持ちを解きほぐすとともに、全体の雰囲気活性化させる。
- ・初対面であっても、自分と共通の関心を持っている人を見つけたり、お互いの趣味や関心事について話したりすることによって、参加者が安心感を得られるようにする。

場所

- ・机や椅子を片付け、広い空間をつくる。
- ① 2人ずつ組みになり、握手を交わして挨拶をする。
- ② 2人が見たことのある共通の映画を探し、その感想を話し合う。
- ③ 3分ほど話したところで、互いに大きく一歩下がって（離れたところから）、話を続ける。
- ④ さらに2～3分後、もう一度大きく一歩下がって話を続け、2分後に終了。

応用

- ・映画の代わりに、「子どもの頃、よく見たテレビ番組」について話すと、それぞれの世代の特徴が表れて面白い。

第一条 北海道旧土人にして農業に従事する者又は従事せんと欲する者には一戸に付土地一万五千坪以内を限り無償下付することを得

第二条 前条に依り下付したる土地の所有権は左の制限に従うべきものとす

- 一 相続に依るの外譲渡すことを得ず
- 二 質権抵当地上権又は永小作権を設定することを得ず
- 三 北海道庁長官の許可を得るに非ざれば地役権を設定することを得ず
- 四 留置権先取特権の目的となることなし

2 前条に依り下付したる土地は下付の年より起算して三十箇年の後に非ざれば地租及地方税を課せず又登録税を徴収せず

3 旧土人に於て従前より所有したる土地は北海道庁長官の許可を得るに非ざれば相続に因るの外之を譲渡し又は第一項第二及第三に掲げたる物権を設定することを得ず

第三条 第一条に依り下付したる土地にして其の下付の年より起算し十五箇年を経るも尚開墾せざる部分は之を没収す

第四条 北海道旧土人にして貧困なる者には農具及種子を給することを得

第五条 北海道旧土人にして疾病に罹り自費治療すること能わざる者には薬価を給することを得

第六条 北海道旧土人にして疾病、不具、老衰又は幼少の為自活すること能わざる者は従来の成規に依り救助するの外仍之を救助し救助中死亡したるときは埋葬料を給することを得

第七条 北海道旧土人の貧困なる者の子弟にして就学する者には授業料を給することを得

第八条 第四条乃至第七条に要する費用は北海道旧土人共有財産の収益を以て之に充つ若し不足あるときは国庫より之を支出す

第九条 北海道旧土人の部落を為したる場所には国庫の費用を以て小学校を設けることを得

第十条 北海道庁長官は北海道旧土人共有財産を管理することを得

2 北海道庁長官は内務大臣の認可を経て共有者の利益の為に共有財産の処分を為し又必要を認むるときは其の分割を拒むことを得

3 北海道庁長官の管理する共有財産は北海道庁長官之を指定す

第十一条 北海道庁長官は北海道旧土人保護に関して警察令を発し之に二円以上二十五円以下の罰金若し十一日以上二十五日以下の禁錮の罰則を附することを得

附則

第十二条 此の法律は明治三十二年四月一日より施行す

第十三条 此の法律の施行に関する細則は内務大臣之を定む

[原文はカタカナ、旧かなづかい]

前文

この法律は、日本国に固有の文化を持ったアイヌ民族が存在することを認め、日本国憲法のもとに民族の誇りが尊重され、民族の権利が保障されることを目的とする。

本法を制定する理由

北海道、樺太、千島列島をアイヌモシリ（アイヌの住む大地）として、固有の言語と文化を持ち、共通の経済生活を営み、独自の歴史を築いた集団がアイヌ民族であり、徳川幕府や松前藩の非道な侵略や圧迫とたたかいながらも民族としての自主性を固持してきた。

明治維新によって近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌモシリ全土を持主なき土地として一方的に領土に組み入れ、また、帝政ロシアとの間に千島・樺太交換条約を締結して樺太および北千島のアイヌの安住の地を強制的に棄てさせたのである。

土地も森も海もうばわれ、鹿をとれば密猟、鮭をとれば密漁、薪をとれば盗伐とされ、一方、和人移民が洪水のように流れこみ、すさまじい乱開発が始まり、アイヌ民族はまさに生存そのものを脅かされるにいたった。

アイヌは、給与地にしばられて居住の自由、農業以外の職業を選択する自由をせばめられ、教育においては民族固有の言語もうばわれ、差別と偏見を基調にした「同化」政策によって民族の尊厳はふみにじられた。

戦後の農地改革はいわゆる旧土人給与地にもおよび、さらに農業近代化政策の波は零細貧農のアイヌを四散させ、コタンはつぎつぎと崩壊していった。

いま道内に住むアイヌは数万人、道外では数千人といわれる。その多くは、不当な人種偏見と差別によって就職の機会均等が保障されず、近代的企業からは締め出されて、潜在失業者群を形成しており、生活はつねに不安定である。差別は貧困を拡大し、貧困はさらにいっそうの差別を生み、生活環境、子弟の進学状況などでも格差をひろげているのが現状である。

現在行われているいわゆる北海道ウタリ福祉対策の実態は現行諸制度の寄せ集めにすぎず、整合性を欠くばかりでなく、何よりもアイヌ民族にたいする国としての責任がいまいにされている。

いま求められているのは、アイヌ民族的権利の回復を前提にした人種差別の一扫、民族教育と文化の振興、経済自立対策など、抜本的かつ総合的な制度を確立することである。

アイヌ民族問題は、日本の近代国家への成立過程においてひきおこされた恥ずべき歴史の所産であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題をはらんでいる。このような事態を解決することは政府の責任であり、全国的な課題であるとの認識から、ここに屈辱的なアイヌ民族差別法である北海道旧土人保護法を廃止し、新たにアイヌ民族に関する法律を制定するものである。

この法律は国内に存住するすべてのアイヌ民族を対象とする。

第一 基本的人権

アイヌ民族は多年にわたる有形無形の人種的差別によって教育、社会、経済などの諸分野における基本的人権を著しくそこなわれてきたのである。

このことにかんがみ、アイヌ民族に関する法律はアイヌ民族にたいする差別の絶滅を基本理念とする。

第二 参政権

明治維新以来、アイヌ民族は「土人」あるいは「旧土人」という公式名称のもとに、一般日本人とは異なる差別的処遇を受けてきたのである。明治以前については改めていうまでもない。したがってこれまでの屈辱的地位を回復するためには、国会ならびに地方議会にアイヌ民族代表としての議席を確保し、アイヌ民族の諸要求を正しく国政ならびに地方政治に反映させることが不可欠であり、政府はそのための具体的な方法をすみやかに措置する。

第三 教育・文化

北海道旧土人保護法のもとにおけるアイヌ民族にたいする国家的差別はアイヌの基本的人権を著しく阻害しているだけでなく、一般国民のアイヌ差別を助長させ、ひいては、アイヌ民族の教育、文化の面で順当な発展をさまたげ、これがアイヌ民族をして社会的、経済的にも劣勢ならしめる一要因になっている。

政府は、こうした現状を打破することがアイヌ民族政策の最重要課題の一つであるとの見解に立って、つぎのような諸施策をおこなうこととする。

1. アイヌ子弟の総合的教育対策を実施する。
2. アイヌ子弟教育にはアイヌ語学習を計画的に導入する。
3. 学校教育および社会教育からアイヌ民族にたいする差別を一扫するための対策を実施する。
4. 大学教育においてはアイヌ語、アイヌ民族文化、アイヌ史等についての講座を開設する。さらに、講座担当の教員については既存の諸規定にとらわれることなくそれぞれの分野におけるアイヌ民族のすぐれた人材を教授、助教授、講師等に登用し、アイヌ子弟の入学および受講についても特例を設けてそれぞれの分野に専念しうようにする。
5. アイヌ語、アイヌ文化の研究、維持を主目的とする国立研究施設を設置する。これには、アイヌ民族が研究者として主体的に参加する。従来の研究はアイヌ民族の意思が反映されないままに一方的におこなわれ、アイヌ民族をいわゆる研究対象としているところに基本的過誤があったのであり、こうした研究のあり方は変革されなければならない。
6. 現在おこなわれつつあるアイヌ民族文化の伝承・保存についても、問題点の有無をさらに再検討し、完全を期する。

第四 農業漁業林業商工業等

農業に従事せんとする者に対しては、北海道旧土人保護法によれば、一戸当り一五〇〇〇坪（約5ヘクタール）以内の交付が規定されているが、これまでのアイヌ民族による農業経営を困難ならしめている背景にはあきらかに一般日本人とは異なる差別的規定があることを認めざるをえない。北海道旧土人保護法の廃止とともに、アイヌ民族の経営する農業については、この時代にふさわしい対策を確立すべきである。

漁業、林業、商工業についても、アイヌの生活実態にたいする理解が欠けていることから適切な対策がなされないままに放置されているのが現状である。

したがって、アイヌ民族の経済的自立を促進するために、つぎのような必要な諸条件を整備するものとする。

農業

1. 適正経営面積の確保
北海道農業は稲作、畑作、酪農、畜産に大別されるが、地域農業形態に即応する適正経営面積を確保する。
2. 生産基盤の整備および近代化
アイヌ民族の経営する農業の生産基盤整備事業については、既存の法令にとらわれることなく実施する。
3. その他

漁業

1. 漁業権付与
漁業を営む者またはこれに従事する者については、現在漁業権の有無にかかわらず希望する者にはその権利を付与する。
2. 生産基盤の整備および近代化
アイヌ民族の経営する漁業の生産基盤整備事業については、既存の法令にとらわれることなく実施する。
3. その他

林業

1. 林業の振興
林業を営む者または林業に従事する者にたいしては必要な振興措置を講ずる。

商工業

1. 商工業の振興
アイヌ民族の営む商工業にはその振興のための必要な施策を講ずる。

労働対策

1. 就職機会の拡大化
これまでの歴史的な背景はアイヌ民族の経済的立場を著しくかつ慢性的に低からしめている。潜在的失業者とみなされる季節労働者がとくに多いのもそのあらわれである。政府はアイヌ民族にたいしては就職機会の拡大化等の各般の労働対策を積極

的に推進する。

第五 民族自立化基金

従来、いわゆる北海道ウタリ福祉対策として年度毎に政府および道による補助金が予算化されているが、このような保護的政策は廃止され、アイヌ民族の自立化のための基本的政策が確立されなければならない。参政権の確保、教育・文化の振興、農業漁業など産業の基盤政策もそのひとつである。

これらの諸政策については、国、道および市町村の責任において行うべきものと民族の責任において行うべきものがあり、とくに後者のためには民族自立化基金ともいべきものを創設する。同基金はアイヌ民族の自主的運営とする。

基金の原資については、政府は責任を負うべきであると考えられる。基金は遅くとも現行の第二次七ヵ年計画が完了する昭和六十二年度に発足させる。

第六 審議機関

国政および地方政治にアイヌ民族政策を正当かつ継続的に反映させるために、つぎの審議機関を設置する。

1. 首相直属あるいはこれに準ずる中央アイヌ民族対策審議会（仮称）を創設し、その構成員としては関係大臣のほかアイヌ民族代表、各党を代表する両院議員、学識経験者等をあてる。
2. 国段階での審議会と並行して、北海道においては北海道アイヌ民族対策審議会（仮称）を創設する。構成については中央の審議会に準ずる。

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

(平成 9 年 5 月 14 日法律第 52 号、最終改正：平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号)

(目的)

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならない。

(施策における配慮)

第四条 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとする。

(基本方針)

第五条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な事項
- 二 アイヌ文化の振興を図るための施策に関する事項
- 三 アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する事項
- 四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究に関する事項
- 五 アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県の意見を聴かななければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県に送付しなければならない。

(基本計画)

第六条 その区域内の社会的条件に照らしてアイヌ文化の振興等を図るための施策を総合的に実施することが相当であると認められる政令で定める都道府県（以下「関係都道府県」という。）は、基本方針に即して、関係都道府県におけるアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な方針
- 二 アイヌ文化の振興を図るための施策の実施内容に関する事項
- 三 アイヌの伝統等に関する住民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策の実施内容に関する事項
- 四 その他アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

3 関係都道府県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣及び文部科学大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本計画の作成及び円滑な実施の促進のため、関係都道府県に対し必要な助言、勧告及び情報の提供を行うよう努めなければならない。

(指定等)

第七条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び文部科学大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第八条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。
- 二 アイヌの伝統等に関する広報活動その他の普及啓発

を行うこと。

- 三 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。
- 四 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

(事業計画等)

第九条 指定法人は、毎事業年度、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画書は、基本方針の内容に即して定めなければならない。

3 指定法人は、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第十一条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人の第八条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十二条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(罰則)

第十三条 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(北海道旧土人保護法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 北海道旧土人保護法(明治三十二年法律第二十七号)
- 二 旭川市旧土人保護地処分法(昭和九年法律第九号)

(北海道旧土人保護法の廃止に伴う経過措置)

第三条 北海道知事は、この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の北海道旧土人保護法(次項において「旧保護法」という。)第十条第一項の規定により管理する北海道旧土人共有財産(以下「共有財産」という。)が、次項から第四項までの規定の定めるところにより共有者に返還され、又は第五項の規定により指定法人若しくは北海道に帰属するまでの間、これを管理するものとする。

2 北海道知事は、共有財産を共有者に返還するため、旧保護法第十条第三項の規定により指定された共有財産ごとに、厚生労働省令で定める事項を官報で公告しなければならない。

3 共有財産の共有者は、前項の規定による公告の日から起算して一年以内に、北海道知事に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該共有財産の返還を請求することができる。

4 北海道知事は、前項に規定する期間の満了後でなければ、共有財産をその共有者に対し、返還してはならない。ただし、当該期間の満了前であっても、当該共有財産の共有者のすべてが同項の規定による請求をした場合には、この限りでない。

5 第三項に規定する期間内に共有財産の共有者が同項の規定による請求をしなかったときは、当該共有財産は、指定法人(同項に規定する期間が満了した時に、第七条第一項の規定による指定がされていない場合にあっては、北海道)に帰属する。

6 前項の規定により共有財産が指定法人に帰属したときは、その法人は、当該帰属した財産をアイヌ文化の振興等のための業務に要する費用に充てるものとする。

附則(平成十一年一二月二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

【前文第 1 段落】

総会は、国際連合憲章の目的および原則、ならびに憲章に従い国家が負っている義務の履行における信義誠実に導かれ、

【前文第 2 段落】

すべての民族が異なることへの権利、自らを異なると考える権利、および異なる者として尊重される権利を有することを承認するとともに、先住民族が他のすべての民族と平等であることを確認し、

【前文第 3 段落】

すべての民族が、人類の共同遺産を成す文明および文化の多様性ならびに豊かさに貢献することもまた確認し、

【前文第 4 段落】

国民的出自または人種的、宗教的、民族的ならびに文化的な差異を根拠として民族または個人の優越を基盤としたり、主唱するすべての教義、政策、慣行は、人種差別主義であり、科学的に誤りであり、法的に無効であり、道義的に非難すべきであり、社会的に不正であることをさらに確認し、

【前文第 5 段落】

先住民族は、自らの権利の行使において、いかなる種類の差別からも自由であるべきことをまた再確認し、

【前文第 6 段落】

先住民族は、とりわけ、自らの植民地化とその土地²、領域³および資源の奪取の結果、歴史的な不正義によって苦しみ、したがって特に、自身のニーズ（必要性）と利益に従った発展に対する自らの権利を彼／女らが行使することを妨げられてきたことを懸念し、

【前文第 7 段落】

先住民族の政治的、経済的および社会的構造と、自らの文化、精神的伝統、歴史および哲学に由来するその生得の権利、特に土地、領域および資源に対する自らの権利を尊重し促進させる緊急の必要性を認識し、

【前文第 8 段落】

条約や協定、その他の国家との建設的取決めで認められた先住民族の権利を尊重し促進する緊急の必要性をさらに認識し、

【前文第 9 段落】

先住民族が、政治的、経済的、社会的および文化的向上のために、そしてあらゆる形態の差別と抑圧に、それが起こる至る所で終止符を打つために、自らを組織しつつあるという事実を歓迎し、

【前文第 10 段落】

先住民族とその土地、領域および資源に影響を及ぼす開発に対する先住民族による統制は、彼／女らが、自らの制度、文化および伝統を維持しかつ強化すること、そして自らの願望とニーズ（必要性）に従った発展を促進することを可能にすると確信し、

【前文第 11 段落】

先住民族の知識、文化および伝統的慣行の尊重は、持続可能で衡平な発展と環境の適切な管理に寄与することもまた認識し、

【前文第 12 段落】

先住民族の土地および領域の非軍事化の、世界の諸国と諸民族の間の平和、経済的・社会的進歩と発展、理解、そして友好関係に対する貢献を強調し、

【前文第 13 段落】

先住民族の家族と共同体が、子どもの権利と両立させつつ、自らの子どもの養育、訓練、教育および福利について共同の責任を有する権利を特に認識し、

【前文第 14 段落】

国家と先住民族との間の条約、協定および建設的な取決めにによって認められている権利は、状況によって、国際的な関心と利益、責任、性質の問題であることを考慮し、

【前文第 15 段落】

条約や協定、その他の建設的な取決めで、ならびにそれらが示す関係は、先住民族と国家の間のより強固なパートナーシップ（対等な立場に基づく協働関係）の基礎であることもまた考慮し、

【前文第 16 段落】

国際連合憲章、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、そして市民的及び政治的権利に関する国際規約、ならびにウィーン宣言および行動計画が、すべての民族の自己決定の権利ならびにその権利に基づき、彼／女らが自らの政治的地位を自由に決定し、自らの経済的、社会的および文化的発展を自由に追求することの基本的な重要性を確認していることを是認し、

1. 原語の“Indigenous Peoples”は、国連憲章、市民的及び政治的権利に関する国際規約および経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の共通第 1 条において自己決定権を有する人民の意で使用されている。

2. 個人の所有と取引の対象となる近代的所有権とは異なり、そこに住む民族と精神的なつながりを持ち、分かちことのできない結びつきを持った大地を指す概念。

3. 先住民族の生活空間全般を指し、土地、海域、水域およびその上空を含む広範な空間概念。

【前文第 17 段落】

本宣言中のいかなる規定も、どの民族に対しても、国際法に従って行使されるところの、その自己決定の権利を否認するために利用されてはならないことを心に銘記し、

【前文第 18 段落】

本宣言で先住民族の権利を承認することが、正義と民主主義、人権の尊重、非差別と信義誠実の原則に基づき、国家と先住民族の間の調和的および協力的な関係の向上につながることを確信し、

【前文第 19 段落】

国家に対し、先住民族に適用される国際法文書の下での、特に人権に関連する文書に関するすべての義務を、関係する民族との協議と協力に従って、遵守しかつ効果的に履行することを奨励し、

【前文第 20 段落】

国際連合が先住民族の権利の促進と保護において演じるべき重要かつ継続する役割を有することを強調し、

【前文第 21 段落】

本宣言が、先住民族の権利と自由の承認、促進および保護への、そしてこの分野における国際連合システムの関連する活動を展開するにあつての、更なる重要な一歩前進であることを信じ、

【前文第 22 段落】

先住民族である個人は、差別なしに、国際法で認められたすべての人権に対する権利を有すること、およびその民族としての存立や福祉、統合的発展にとって欠かすことのできない集団としての権利を保有していることを認識かつ再確認し、

【前文第 23 段落】

先住民族の状況が、地域や国によって異なること、ならびに国および地域的な特性の重要性と、多様な歴史および文化的背景が考慮されるべきであることもまた認識し、

【前文第 24 段落】

以下の、先住民族の権利に関する国際連合宣言を、パートナーシップ（対等な立場に基づく協働関係）と相互尊重の精神の下で、達成を目指すべき基準として厳粛に宣言する。

第 1 条【集団および個人としての人権の享有】

先住民族は、集団または個人として、国際連合憲章、世界

人権宣言および国際人権法に認められたすべての人権と基本的自由の十分な享受に対する権利を有する。

第 2 条【平等の原則、差別からの自由】

先住民族および個人は、自由であり、かつ他のすべての民族および個人と平等であり、さらに、自らの権利の行使において、いかなる種類の差別からも、特にその先住民族としての出自あるいはアイデンティティ（帰属意識）に基づく差別からも自由である権利を有する。

第 3 条【自己決定権】

先住民族は、自己決定の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、自らの政治的地位を自由に決定し、ならびにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する。

第 4 条【自治の権利】

先住民族は、その自己決定権の行使において、このような自治機能の財源を確保するための方法と手段を含めて、自らの内部および地方的問題に関連する事柄における自律あるいは自治に対する権利を有する。

第 5 条【国政への参加と独自の制度の維持】

先住民族は、国家の政治的、経済的、社会的および文化的生活に、彼／女らがそう選択すれば、完全に参加する権利を保持する一方、自らの独自の政治的、法的、経済的、社会的および文化的制度を維持しかつ強化する権利を有する。

第 6 条【国籍に対する権利】 すべての先住民族である個人は、国籍／民族籍に対する権利を有する。

第 7 条【生命、身体の自由と安全】

1. 先住民族である個人は、生命、身体および精神的一体性⁴、自由ならびに安全に対する権利を有する。
2. 先住民族は、独自の民族として自由、平和および安全のうちに生活する集団的権利を有し、集団からの別の集団への子どもの強制的引き離しを含む、ジェノサイド（特定の集団を対象とした大量虐殺）行為または他のあらゆる暴力行為にさらされてはならない。

第 8 条【同化を強制されない権利】

1. 先住民族およびその個人は、強制的な同化または文化の破壊にさらされない権利を有する。
2. 国家は以下の行為について防止し、是正するための効

4. 原語の“integrity”は、「人間が一体の存在として損なわれていないこと」の意。

果的な措置をとる：

- (a) 独自の民族としての自らの一体性、その文化的価値観あるいは民族的アイデンティティ（帰属意識）を剥奪する目的または効果をもつあらゆる行為。
- (b) 彼／女らからその土地、領域または資源を取奪する目的または効果をもつあらゆる行為。
- (c) 彼／女らの権利を侵害したり損なう目的または効果をもつあらゆる形態の強制的な住民移転。
- (d) あらゆる形態の強制的な同化または統合。
- (e) 彼／女らに対する人種的または民族的差別を助長または扇動する意図をもつあらゆる形態のプロパガンダ（デマ、うそ、偽りのニュースを含む広報宣伝）。

第 9 条【共同体に属する権利】

先住民族およびその個人は、関係する共同体または民族⁵の伝統と慣習に従って、先住民族の共同体または民族に属する権利を有する。いかなる種類の不利益もかかる権利の行使から生じてはならない。

第 10 条【強制移住の禁止】

先住民族は、自らの土地または領域から強制的に移動させられない。関係する先住民族の自由で事前の情報に基づく合意なしに、また正当で公正な補償に関する合意、そして可能な場合は、帰還の選択肢のある合意の後でなければ、いかなる転住も行われない。

第 11 条【文化的伝統と慣習の権利】

1. 先住民族は、自らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学および歴史的な遺跡、加工品、意匠、儀式、技術、視覚芸術および舞台芸術、そして文学のような過去、現在および未来にわたる自らの文化的表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利が含まれる。
2. 国家は、その自由で事前の情報に基づく合意なしに、また彼／女らの法律、伝統および慣習に違反して奪取されたその文化的、知的、宗教的およびスピリチュアル（霊的、超自然的）な財産に関して、先住民族と連携して策定された効果的な仕組みを通じた、原状回復を含む救済を与える。

第 12 条【宗教的伝統と慣習の権利、遺骨の返還】

1. 先住民族は、自らの精神的および宗教的伝統、慣習、そして儀式を表現し、実践し、発展させ、教育する権利を有し、その宗教的および文化的な遺跡を維持し、保護し、そして私的にそこに立ち入る権利を有し、儀

式用具を使用し管理する権利を有し、遺骨⁶の返還に対する権利を有する。

2. 国家は、関係する先住民族と連携して公平で透明性のある効果的措置を通じて、儀式用具と遺骨のアクセス（到達もしくは入手し、利用する）および／または返還を可能にするよう努める。

第 13 条【歴史、言語、口承伝統など】

1. 先住民族は、自らの歴史、言語、口承伝統、哲学、表記方法および文学を再活性化し、使用し、発展させ、そして未来の世代に伝達する権利を有し、ならびに独自の共同体名、地名、そして人名を選定しかつ保持する権利を有する。
2. 国家は、この権利が保護されることを確保するために、必要な場合には通訳の提供または他の適切な手段によって、政治的、法的、行政的な手続きにおいて、先住民族が理解できかつ理解され得ることを確保するために、効果的措置をとる。

第 14 条【教育の権利】

1. 先住民族は、自らの文化的な教育法および学習法に適した方法で、独自の言語で教育を提供する教育制度および施設を設立し、管理する権利を有する。
2. 先住民族である個人、特に子どもは、国家によるあらゆる段階と形態の教育を、差別されずに受ける権利を有する。
3. 国家は、先住民族と連携して、その共同体の外に居住する者を含め先住民族である個人、特に子どもが、可能な場合に、独自の文化および言語による教育に対してアクセス（到達もしくは入手し、利用）できるよう、効果的措置をとる。

第 15 条【教育と公共情報に対する権利、偏見と差別の除去】

1. 先住民族は、教育および公共情報に適切に反映されるべき自らの文化、伝統、歴史および願望の尊厳ならびに多様性に対する権利を有する。
2. 国家は、関係する先住民族と連携および協力して、偏見と闘い、差別を除去し、先住民族および社会の他のすべての成員の間での寛容、理解および良好な関係を促進するために、効果的措置をとる。

5. 原語の“nation”は、先住民族の国家を指す場合もある。

6. 原語の“human remains”は、遺髪など、骨以外の遺体全体を含む概念である。

第 16 条【メディアに関する権利】

1. 先住民族は、独自のメディアを自身の言語で設立し、差別されずにあらゆる形態の非先住民族メディアへアクセス(到達もしくは入手し、利用)する権利を有する。
2. 国家は、国営メディアが先住民族の文化的多様性を正當に反映することを確保するため、効果的措置をとる。国家は、完全な表現の自由の確保を損なうことなく、民間のメディアが先住民族の文化的多様性を十分に反映することを奨励すべきである。

第 17 条【労働権の平等と子どもの労働への特別措置】

1. 先住民族である個人および先住民族は、適用可能な国際および国内労働法の下で確立されたすべての権利を全面的に享受する権利を有する。
2. 国家は、先住民族の子どもたちを経済的搾取から保護するため、および危険性があり、もしくは子どもの教育を阻害したり、子どもの健康もしくは肉体的または精神的、スピリチュアル(霊的、超自然的)、道徳的もしくは社会的な発達に対して有害であると思われるようないかなる労働にも従事しないよう保護するため、彼/女らが特に弱い存在であることと、そのエンパワメント(能力・権利の強化)のために教育が重要であることを考慮に入れつつ、先住民族と連携および協力し特別な措置をとる。
3. 先住民族である個人は、労働や、特に雇用、または給与のいかなる差別的な条件にも従わせられない権利を有する。

第 18 条【意思決定への参加権と制度の維持】

先住民族は、自らの権利に影響を及ぼす事柄における意思決定に、自身の手続きに従い自ら選んだ代表を通じて参加し、先住民族固有の意思決定制度を維持しかつ発展させる権利を有する。

第 19 条【影響する立法・行政措置に対する合意】

国家は、先住民族に影響を及ぼし得る立法的または行政的措置を採択し実施する前に、彼/女らの自由で事前の情報に基づく合意を得るため、その代表機関を通じて、当該先住民族と誠実に協議し協力する。

第 20 条【民族としての生存および発展の権利】

1. 先住民族は、自らの政治的、経済的および社会的制度

または機関を維持しかつ発展させる権利、生存および発展の独自の手段の享受が確保される権利、ならびに自らのすべての伝統的その他の経済活動に自由に従事する権利を有する。

2. 自らの生存および発展の手段を剥奪された先住民族は、正當かつ公正な救済を得る権利を有する。

第 21 条【経済的・社会的条件の改善と特別措置】

1. 先住民族は、特に、教育、雇用、職業訓練および再訓練、住宅、衛生、健康、ならびに社会保障の分野を含めて、自らの経済的および社会的条件の改善に対する権利を差別なく有する。
2. 国家は、彼/女らの経済的および社会的条件の継続した改善を確保すべく効果的な措置および、適切な場合は、特別な措置をとる。先住民族の高齢者、女性、青年、子ども、および障がいのある人々の権利と特別なニーズ(必要性)に特別な注意が払われる。

第 22 条【高齢者、女性、青年、子ども、障がいのある人々などへの特別措置】

1. この宣言の実行にあたって、先住民族の高齢者、女性、青年、子ども、そして障がいのある人々の権利と特別なニーズ(必要性)に特別な注意が払われる。
2. 国家は、先住民族と連携して、先住民族の女性と子どもがあらゆる形態の暴力と差別に対する完全な保護ならびに保障を享受することを確保するために措置をとる。

第 23 条【発展の権利の行使】

先住民族は、発展に対する自らの権利を行使するための優先事項および戦略を決定し、発展させる権利を有する。特に、先住民族は、自らに影響を及ぼす健康、住宅、その他の経済的および社会的計画を展開し決定することに積極的に関わる権利を有し、可能な限り、自身の制度を通じてそのような計画を管理する権利を有する。

第 24 条【伝統医療と保健の権利】

1. 先住民族は、必要不可欠な医療用の動植物および鉱物の保存を含む、自らの伝統医療および保健の実践を維持する権利を有する。先住民族である個人は、また、社会的および保健サービスをいかなる差別もなく利用する権利を有する。

2. 先住民族である個人は、到達し得る最高水準の身体的および精神的健康を享受する平等な権利を有する。国家はこの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、必要な措置をとる。

第 25 条【土地や領域、資源との精神的つながり】

先住民族は、自らが伝統的に所有もしくはその他の方法で占有または使用してきた土地、領域、水域および沿岸海域、その他の資源との自らの独特な精神的つながりを維持し、強化する権利を有し、これに関する未来の世代に対するその責任を保持する権利を有する。

第 26 条【土地や領域、資源に対する権利】

1. 先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。
2. 先住民族は、自らが、伝統的な所有もしくはその他の伝統的な占有または使用により所有し、あるいはその他の方法で取得した土地や領域、資源を所有し、使用し、開発し、管理する権利を有する。
3. 国家は、これらの土地と領域、資源に対する法的承認および保護を与える。そのような承認は、関係する先住民族の慣習、伝統、および土地保有制度を十分に尊重してなされる。

第 27 条【土地や資源、領域に関する権利の承認】

国家は、関係する先住民族と連携して、伝統的に所有もしくは他の方法で占有または使用されたものを含む先住民族の土地と領域、資源に関する権利を承認し裁定するために、公平、独立、中立で公開された透明性のある手続きを、先住民族の法律や慣習、および土地保有制度を十分に尊重しつつ設立し、かつ実施する。先住民族はこの手続きに参加する権利を有する。

第 28 条【土地や領域、資源の回復と補償を受ける権利】

1. 先住民族は、自らが伝統的に所有し、または占有もしくは使用してきた土地、領域および資源であって、その自由で事前の情報に基づいた合意なくして没収、収奪、占有、使用され、または損害を与えられたものに対して、原状回復を含む手段により、またはそれが可能でなければ正当、公正かつ衡平な補償の手段により救済を受ける権利を有する。
2. 関係する民族による自由な別段の合意がなければ、補

償は、質、規模および法的地位において同等の土地、領域および資源の形態、または金銭的な賠償、もしくはその他の適切な救済の形をとらなければならない。

第 29 条【環境に対する権利】

1. 先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。
2. 国家は、先住民族の土地および領域において彼／女らの自由で事前の情報に基づく合意なしに、有害物質のいかなる貯蔵および廃棄処分が行われないことを確保するための効果的な措置をとる。
3. 国家はまた、必要な場合に、そのような物質によって影響を受ける民族によって策定されかつ実施される、先住民族の健康を監視し、維持し、そして回復するための計画が適切に実施されることを確保するための効果的な措置をとる。

第 30 条【軍事活動の禁止】

1. 関連する公共の利益によって正当化されるか、もしくは当該の先住民族による自由な合意または要請のある場合を除いて、先住民族の土地または領域で軍事活動は行われない。
2. 国家は、彼／女らの土地や領域を軍事活動で使用する前に、適切な手続き、特にその代表機関を通じて、当該民族と効果的な協議を行う。

第 31 条【遺産に対する知的財産権】

1. 先住民族は、人的・遺伝的資源、種子、薬、動物相・植物相の特性についての知識、口承伝統、文学、意匠、スポーツおよび伝統的競技、ならびに視覚芸術および舞台芸術を含む、自らの文化遺産および伝統的文化表現ならびに科学、技術、および文化的表現を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。先住民族はまた、このような文化遺産、伝統的知識、伝統的文化表現に関する自らの知的財産を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。
2. 国家は、先住民族と連携して、これらの権利の行使を承認しかつ保護するために効果的な措置をとる。

第 32 条【土地や領域、資源に関する発展の権利と開発プ

プロジェクトへの事前合意】

1. 先住民族は、自らの土地または領域およびその他の資源の開発または使用のための優先事項および戦略を決定し、発展させる権利を有する。
2. 国家は、特に、鉱物、水または他の資源の開発、利用または採掘に関連して、彼／彼女の土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなる事業の承認にも先立ち、先住民族自身の代表機関を通じ、その自由で情報に基づく合意を得るため、当該先住民族と誠実に協議かつ協力する。
3. 国家は、そのようないかなる活動についての正当かつ公正な救済のための効果的仕組みを提供し、環境的、経済的、社会的、文化的またはスピリチュアル（霊的、超自然的）な負の影響を軽減するために適切な措置をとる。

第 33 条【アイデンティティと構成員決定の権利】

1. 先住民族は、自らの慣習および伝統に従って、そのアイデンティティ（帰属意識）もしくは構成員を決定する集団としての権利を有する。このことは、先住民族である個人が、自らの住む国家の市民権を取得する権利を害しない。
2. 先住民族は、自身の手続きに従って、その組織の構造を決定しかつその構成員を選出する権利を有する。

第 34 条【慣習と制度を発展させ維持する権利】

先住民族は、国際的に承認された人権基準に従って、自らの組織構造およびその独自の慣習、精神性、伝統、手続き、慣行、および存在する場合には司法制度または慣習を促進し、発展させ、かつ維持する権利を有する。

第 35 条【共同体に対する個人の責任】

先住民族は、自らの共同体に対する個人の責任を決定する権利を有する。

第 36 条【国境を越える権利】

1. 先住民族、特に国境によって分断されている先住民族は、スピリチュアル（霊的、超自然的）、文化的、政治的、経済的および社会的な目的のための活動を含めて、国境を越えて他の民族だけでなく自民族の構成員との接触、関係および協力を維持しかつ発展させる権利を有する。

2. 国家は、先住民族と協議および協力して、この権利の行使を助長し、この権利の実施を確保するための効果的な措置をとる。

第 37 条【条約や協定の遵守と尊重】

1. 先住民族は、国家またはその継承者と締結した条約、協定および他の建設的取決めに承認し、遵守させ、実施させる権利を有し、また国家にそのような条約、協定および他の建設的取決めに遵守し、かつ尊重させる権利を有する。
2. この宣言のいかなる規定も、条約や協定、建設的な取決めに含まれている先住民族の権利を縮小または撤廃するものと解されてはならない。

第 38 条【国家の履行義務と法整備】

国家は、本宣言の目的を遂行するために、先住民族と協議および協力して、立法措置を含む適切な措置をとる。

第 39 条【財政的・技術的援助】

先住民族は、本宣言に掲げる権利の享受のために、国家からおよび国際協力を通じての資金的および技術的な援助を利用する権利を有する。

第 40 条【権利侵害に対する救済】

先住民族は、国家もしくはその他の主体との紛争および争議の解決のための相互に正当かつ公正な手続きを利用し、迅速な決定を受ける権利を有し、また自らの個人的および集団的権利のすべての侵害に対する効果的な救済を受ける権利を有する。そのような決定には、当該先住民族の慣習、伝統、規則、法制度および国際人権を十分に考慮しなければならない。

第 41 条【国際機関の財政的・技術的援助】

国際連合システムの機関および専門機関ならびにその他の政府間機関は、特に、資金協力および技術援助の動員を通じて、本宣言の条項の完全実現に寄与するものとする。先住民族に影響を及ぼす問題に関して、その参加を確保する方法と手段を確立する。

第 42 条【宣言の実効性のフォローアップ】

国際連合および先住民族問題に関する常設フォーラムを含む国連機関、各国に駐在するものを含めた専門機関ならびに国家は、本宣言の条項の尊重および完全適用を促進し、本宣言のフォローアップ（追跡措置）を行う。

第 43 条【最低基準の原則】

本宣言で認められている権利は、世界の先住民族の生存、尊厳および福利のための最低限度の基準をなす。

第 44 条【男女平等】

ここに承認されているすべての権利と自由は、男性と女性の先住民族である個人に等しく保障される。

第 45 条【既存または将来の権利の留保】

本宣言中のいかなる規定も、先住民族が現在所有している、もしくは将来取得しうる権利を縮小あるいは消滅させると解釈されてはならない。

第 46 条【主権国家の領土保全と政治的統一、国際人権の尊重】

1. 本宣言のいかなる規定も、いずれかの国家、民族、集団あるいは個人が、国際連合憲章に反する活動に従事したり、またはそのような行為を行う権利を有することを意味するものと解釈されてはならず、もしくは、主権独立国家の領土保全⁷または政治的統一を全体的または部分的に、分断しあるいは害するいかなる行為を認めまたは奨励するものと解釈されてはならない。
2. 本宣言で明言された権利の行使にあたっては、すべての者の人権と基本的自由が尊重される。本宣言に定める権利の行使は、法律によって定められかつ国際人権上の義務に従った制限にのみ従う。そのような制限は無差別のものであり、もっぱら他者の権利と自由への相応の承認と尊重を確保する目的であって、民主的な社会の公正でかつ最も切実な要求に合致するためだけに厳密に必要なものでなければならない。
3. 本宣言に定められている条項は、正義、民主主義、人権の尊重、平等、非差別、よき統治、および信義誠実の原則に従って解釈される。

【市民外交センター仮訳 2008 年 7 月 31 日】

改訂 2008 年 9 月 21 日

7. 原語は“territorial integrity”。その他の部分では“territory”をすべて「領域」と訳したが、この部分については「領土保全」が日本語訳として定着しているため、「領土」とした。

- 『「アイヌ神謡集」を読みとく』 2003年 片山龍峯編著 草風館
- 『アイヌ史をみつめて』 1999年 平山裕人著 北海道出版企画センター
- 『石狩日誌 松浦武四郎著』 1973年 丸山道子訳 凍土社
- 『北海道の自然保護—その歴史と思想』 1987年 俵浩三著 北海道大学出版会
- 『アイヌの碑』 1990年 萱野茂著 朝日文庫
- 『アイヌ・暮らしの民具』 2005年 萱野茂著・清水武男写 クレオ
- 『先住民族アイヌ』 2006年 多原香里著 にんげん出版
- 『チキサニの大地—アイヌ民族の歴史・文化・現在』 1994年 宮島利光著 日本基督教団出版局
- 『アイヌ民族と日本の歴史—先住民族の苦難・抵抗・復権』 1996年 宮島利光著 三一新書
- 『増補 アイヌ民族抵抗史』 1977年 新谷行著 三一新書
- 『知っていますか？アイヌ民族一問一答』 1993年 上村英明著 解放出版社
- 『北海道開拓記念館 常設展示解説書』 2～5 1999～2000年 (社)北海道開拓記念館・開拓の村文化振興会
- 『アイヌ民族に関する指導資料』 2000年 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
- 『アイヌ民族：歴史と現在—未来を共に生きるために』 2001年 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
- 『アイヌの人たちとともに—その歴史と文化—』 2003年 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
- 『近代北方史—アイヌ民族と女性と』 1992年 海保洋子著 三一書房
- 『先住民族アイヌの現在』 1993年 本多勝一著 朝日文庫
- 『アイヌ民族を理解するために』 1990年 北海道生活福祉部総務課
- 『アイヌ民族をめぐる法の変遷—旧土人保護法から「アイヌ文化振興法」へ』 2000年 常本照樹著 さっぽろ自由学校「遊」
- 『サラワクの先住民』 1989年 イブリン・ホン著 法政大学出版局
- 『熱帯雨林とサラワク先住民族』 1993年 竹内直一編 明石書店
- 『熱帯林破壊と日本の木材貿易』 1989年 黒田洋一、フランソワ・ネクトゥー著 築地書館
- 『熱帯雨林からの声』 1997年 ブルーノ・マンサー著 野草社
- 『ボルネオの白きラジャ』 2006年 三浦暁子著 NTT出版
- 『LAT with a punch』 1988年 LAT著 BERITA PUBLISHING
- 『LAT was here』 1995年 LAT著 BERITA PUBLISHING

先住民族と ESD

発行日——2011 年 3 月 10 日

発行——立教大学 ESD 研究センター (ESDRC)
〒 171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1
TEL&FAX : 03-3985-2686
URL: <http://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/ESD/>

編集——「先住民族と ESD」編集委員会

編集委員—上條直美 田中治彦 チャリダー・ピヤタムロンチャイ
荒川共生 木下理仁 小泉雅弘

編集協力—北海道開発教育ネットワーク

表紙版画—結城幸司
デザイン—designFF + 高田真貴
印刷——株式会社マルス